

兵庫県県民生活審議会答申

緩やかなつながりにより
社会的孤立を防ぐ地域づくり

平成 23 年 2 月
兵庫県県民生活審議会

平成23年2月25日

兵庫県知事

井戸敏三様

兵庫県県民生活審議会
会長 鳥越皓



兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方について（答申）

平成21年9月1日に諮問のあった標記のことについて、別添「緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり」のとおり答申します。

今後、県政を推進するにあたっては、この答申を十分尊重されるようお願いします。

目 次

答申の趣旨	1
第1章 県民生活を取り巻く社会の変化	2
1 家庭と地域の変化	2
(1) 人口と住まい方の変化	2
(2) 働き方の変化	5
(3) 家庭と地域の機能の外部化	7
2 個人の意識の変化	7
(1) 近所づきあい等の意識の変化	7
(2) コミュニケーションの質の変化	9
3 これらの変化が生んだ社会的孤立	9
(1) 社会的孤立が生んだ深刻な課題	9
(2) 日常的に誰もが陥る社会的孤立	12
(3) 行政だけでなく、地域活動を通して取り組む必要	14
第2章 兵庫県における地域づくりの取組	15
1 県民運動の取組	15
2 新たな県民運動の登場	16
3 市町のコミュニティ施策	19
4 県民交流広場事業の成果と課題	19
第3章 課題の多様性、活動形態の地域性	22
1 課題の多様性	22
2 活動形態の地域性	25
3 地域の実情に応じたコミュニティ運営	26
第4章 今後の地域づくりに向けた基本的な考え方 ～緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり～	28
1 兵庫らしさを生かした今後の地域づくり	28
2 新たな県民活動の展開における2つの方向	29
(1) 新たな commons の形成と課題解決の能力の向上	29
(2) 深刻な課題に対する地域と行政との協働の推進	30

第5章 今後の地域づくりのあり方..... 32

- 1 新たなコモンズの形成に向けた取組 32
 - (1) 緩やかなつながりを作り出す仕組み 32
 - (2) 重層的なつながりの形成 33
 - (3) セーフティネットやローカルルールの形成 34
- 2 新たなコモンズに参画する個人や組織の意識と行動 35
 - (1) 個人の支え合いや共生の意識の醸成、一人ひとりの地域との関わり 35
 - (2) 組織の特性に応じた活動の強化 37
 - (3) 地域外の個人や団体等との連携 40
- 3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働 41

第6章 県民の地域づくり活動に対する支援..... 43

- 1 新たなコモンズ形成に向けた総合的支援 43
 - (1) 地域活動のプロセス支援を通じた地域の担い手育成 43
 - (2) 資格、特技等を持つ住民の登録制度の提案 43
 - (3) 新たなコモンズ形成に向けたモデル事業の実施 44
- 2 個人や組織の意識を変え行動を支えるための支援 44
 - (1) 個人の意識を変え、地域活動に取り組むようになるための支援 44
 - (2) 地域団体やNPO等の活動基盤を強化し、課題解決能力を高めるための支援 46
- 3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働 51
 - (1) 地域が深刻課題に気づく仕組みづくり 51
 - (2) 広場等を核にした地域と行政との協働の取組 51
- 4 県と市町の役割分担 51

答申の趣旨

児童虐待や自殺、高齢者の孤立死など、課題を抱える個人や家庭が地域から孤立し、助けが得られないまま事件となつてはじめて顕在化する例が後を絶たない。こうした深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関の役割はもちろんのこと、地域の人々の助け合いが大切になる。既に地域においてもさまざまな取組が行われているが、豊かな県民生活の実現をめざす県民生活審議会としても、孤立を招かないような身近な地域での活動のあり方を考えることとした。

今日、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、必ずしも地域を基盤としない興味や目的、利益でつながる集団が盛んになってきたが、社会的孤立に伴う課題に対応していくためには、身近な地域での助け合いの意識と行動を保っていくことは重要である。

そのため、立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域外の人々も参画できるような柔軟なルールの下で、例えば、里山や公園、集会所など活動に利用できる住民共有の場と、住民や団体等が連携する仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となるもの、すなわち、「新たなコモンズ」を地域で築いていくことを提唱した。そして、「新たなコモンズ」が中心となって、地域の課題解決能力を高め、社会的孤立に伴う課題についても地域と行政の協働の取組を進めていくことの必要性を述べ、本答申の基本的な考え方とした。

兵庫県はこれまで、生活を豊かにしていく活動の主体性は県民が持っているとの認識のもと、県民生活に身近な課題について、県民と行政が共通の目標を掲げ取り組む県民運動を提唱し、成果を上げてきた。さらに、阪神・淡路大震災での経験と教訓を生かし、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図るなど、県民とのパートナーシップによる県行政を推進してきた。

こうした成果を踏まえ、それぞれの地域が、「新たなコモンズ」の形成を通じて、県民一人ひとりや地域団体、NPO、企業、行政等による緩やかなつながりを築き、それぞれの地域が地域自らの課題を発見し、自律的に対応していくといった、成熟社会に即した新たな地域づくり（県民活動）のあり方とそれを実現するための支援策について提案した。

第1章 県民生活を取り巻く社会の変化

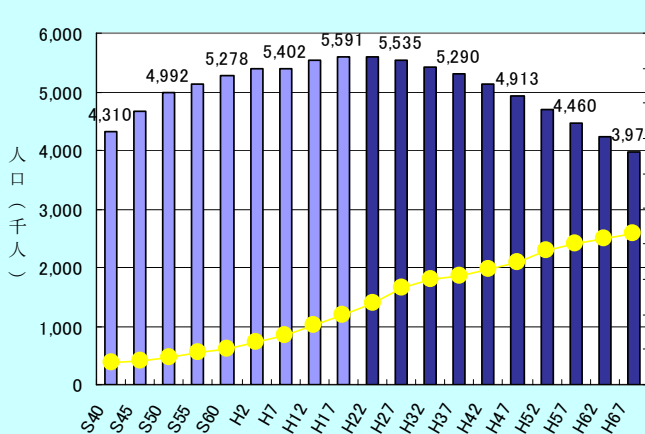
1 家庭と地域の変化

(1) 人口と住まい方の変化

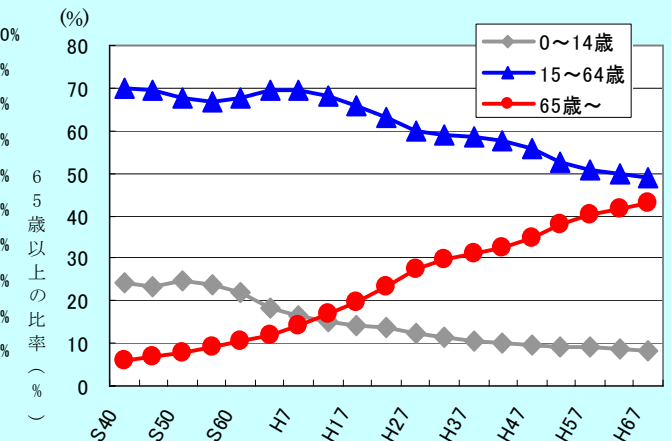
<人口の変化>

最新の国勢調査（速報）によれば、平成22年10月1日現在の人口は、5,589,117人であり、昭和25年以降上昇していた人口が、阪神淡路大震災のあった平成7年を除いて、初めて減少した。今後もこの傾向が続き、人口減少期に入っていくと見込まれている。

(図表1-1) 総人口と高齢化率の推移(兵庫県)



(図表1-2) 年齢階層(3区分)別の構成比の推移(兵庫県)



資料：各年度の「国勢調査」、県ビジョン課「兵庫県の人口の将来推計」(H20)

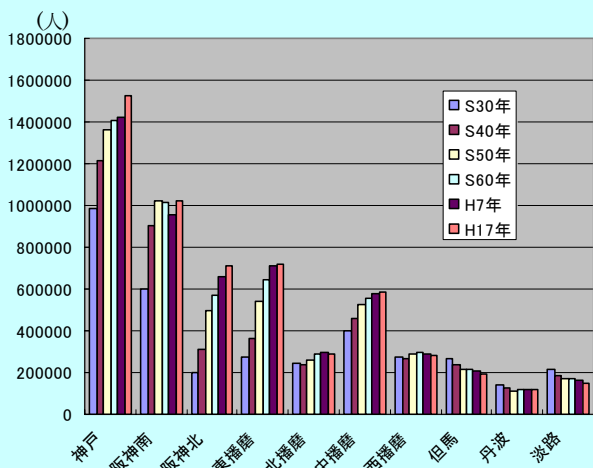
また、年齢階層別の人口変化を見れば、少子化・高齢化が進行しており、今後さらにこの傾向が進んでいくと見込まれる。年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口の割合は増加しており、このことは、1日の多くを地域で過ごし、地域社会と関わりを持つ人々が増えることを意味している。

<人口流動と職住分離>

戦後から高度成長期の産業構造の変化により、農村地域から都市への人口流出が進み、都市の人口は大きく増加した。その一方で、農村地域では過疎化が進行し、高齢化ともあいまって日常生活を維持することが難しくなってきた地域も現れてきた。

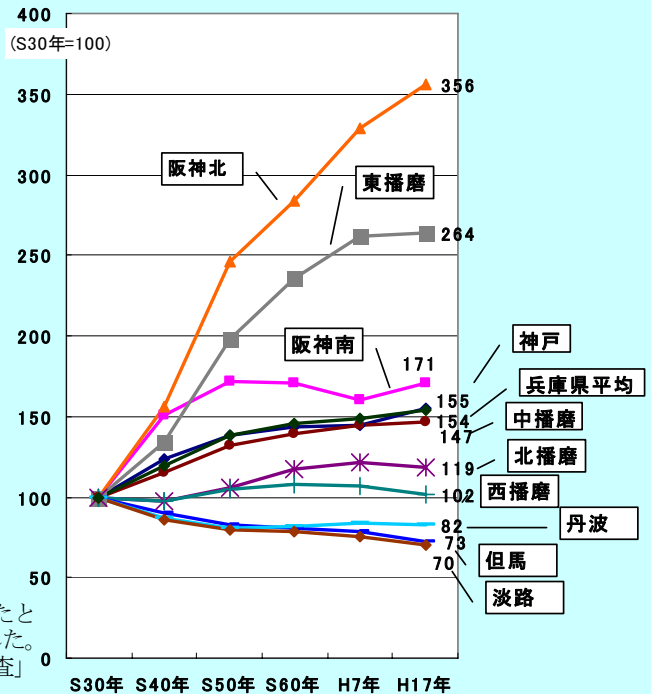
都市に移り住んできた人の多くは企業等の雇用者となっていった。自営業者及び家族従業者の割合は昭和29年には56.9%だったのが、平成21年には12.7%と、55年間で1/4以下に減少する一方で、雇用者が占める割合は、平成21年度にはほぼ9割近くにのぼった。このことは、いわゆる職住分離が進み、日中に地域社会に居ない人が増えたことを示す。直近20年程度の変化を見ても、自宅を就業地とする者の割合の低下が進んでいる。

(図表 1-3) 各県民局管内人口の変化

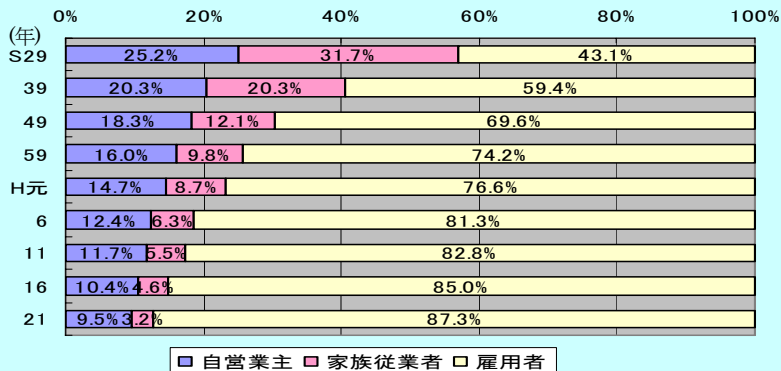


各地域における昭和 30 年時点の人口を 100 としたとき、各年における人口を指数化し、その変化を示した。
資料：総務省「国勢調査」

(図表 1-4) 各県民局人口の指数変化(S30年人口数=100とする)

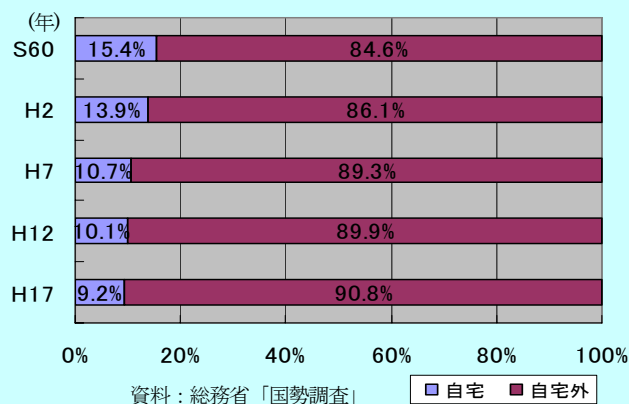


(図表 1-5) 雇用者と自営業者等の割合の推移(全国)



資料：総務省「労働力調査」(H21)

(図表 1-6) 15 歳以上の就業者の勤務地(兵庫県)



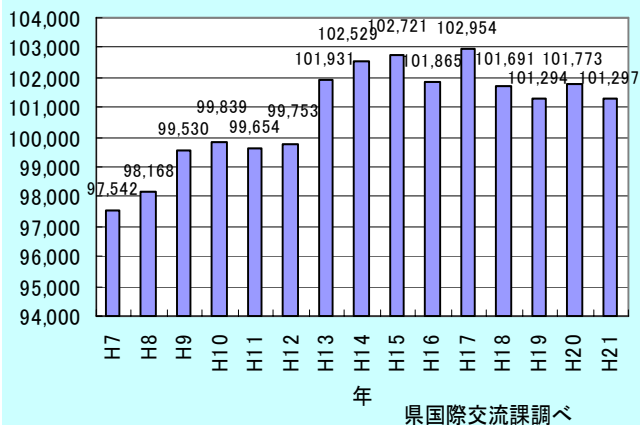
資料：総務省「国勢調査」

<外国人登録者数の増加>

また、兵庫県の外国人登録者数は、平成 13 (2001) 年に 10 万人を超えて以来、多少の増減を繰り返しながら、10 万人台で推移している。

平成2年の外国人登録者数を100とした時の、平成12年と平成21年の外国人登録者数の指数は、丹波、但馬、淡路がいずれも平成21年には200を超えるなど、郡部での外国人登録者数が大きく増加しており、多文化との接触は日常的なものとなっている。

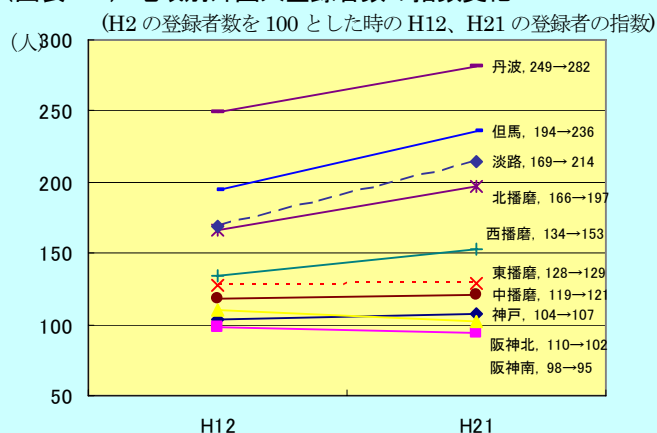
(図表 1-7) 県内外国人登録者数の推移(人)



(図表 1-8) 地域別外国人登録者数の変化

地域	H2	H12	H21	H2→H12	H2→H21
神戸	41,388	43,082	44,455	1,694	3,067
阪神南	21,759	21,364	20,578	-395	-1,181
阪神北	8,943	9,794	9,140	851	197
東播磨	5,702	7,289	7,383	1,587	1,681
北播磨	1,778	2,950	3,509	1,172	1,731
中播磨	9,292	11,023	11,255	1,731	1,963
西播磨	1,237	1,660	1,888	423	651
但馬	501	973	1,184	472	683
丹波	429	1,069	1,209	640	780
淡路	325	549	696	224	371
総計	91,354	99,753	101,297	8,399	9,943

(図表 1-9) 地域別外国人登録者数の指数変化



<世帯の変化>

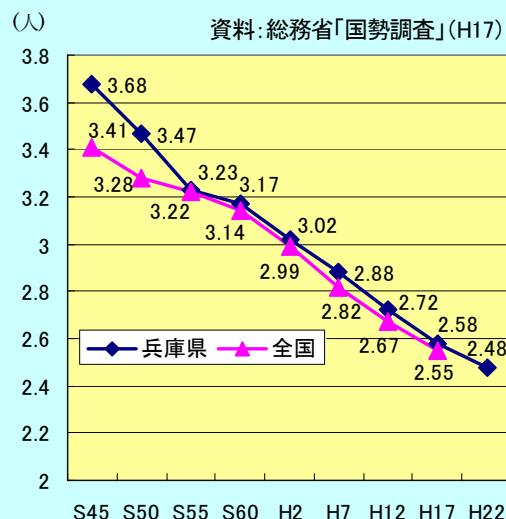
社会を構成する基本単位である世帯の姿にも大きな変化が見られる。

高度成長期には、主に都市部に流入してきた階層により形成された夫婦と未婚の子どもの世帯が大きな割合を占めていたが、今日では、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加し、一世帯当たりの平均人員は30年前と比べて約77%程度まで減少した(S55年:3.23人→H22年(速報値):2.48人)。

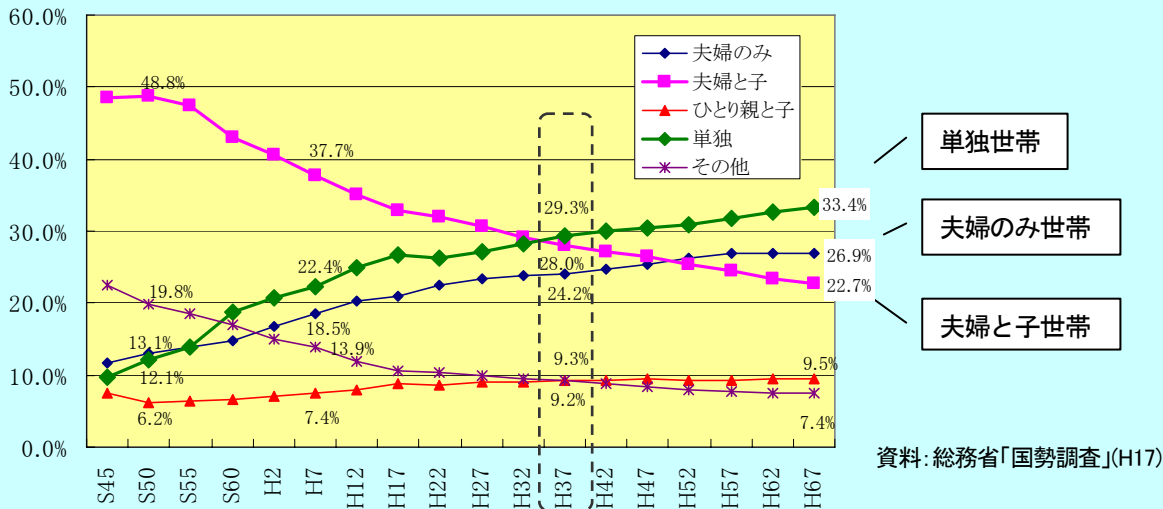
従来、夫婦と子どもの世帯数が最大であったが、平成37年頃には、単独世帯数が夫婦と子どもの世帯数を逆転すると見込まれる。

また、単独世帯を男女・年齢階層別に見ると、男女ともに65歳以上の高齢者の単独世帯が増えているが、特に女性の高齢単独世帯の増加が顕著である。

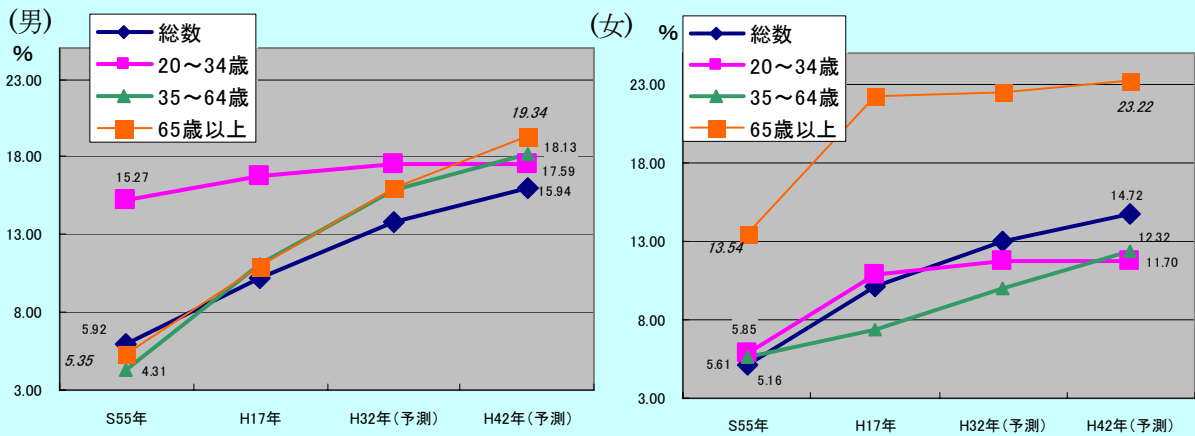
(図表 1-10) 一世帯あたり平均人員(全国)



(図表 1-11) 世帯の類型別の構成比の推移(兵庫県)



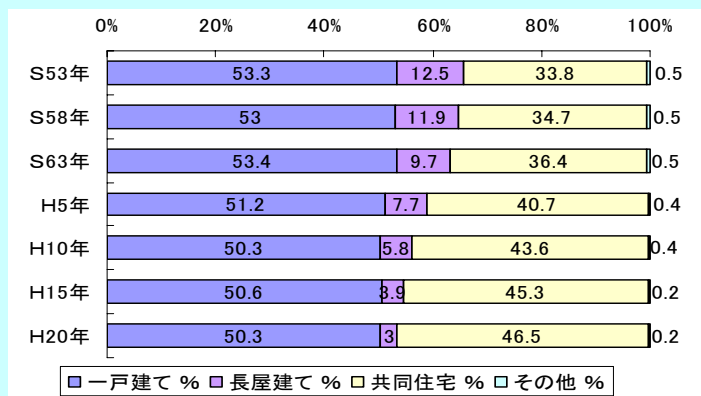
(図表 1-12) 単独世帯率の推移(兵庫県)



<住居形態の変化>

居住する建物の種類ごとの年次推移を見ると、一戸建てと長屋建てが減少し、共同住宅に居住する人が増えている。

(図表 1-13) 建て方別住宅割合の推移(兵庫県)



(2) 働き方の変化

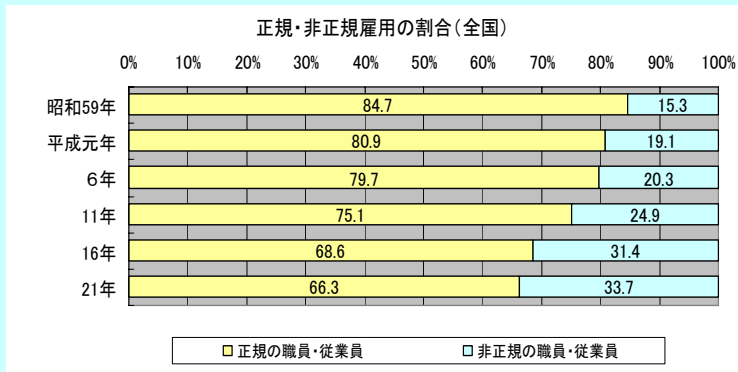
<雇用形態の変化・所得格差の拡大>

昭和 59 年には正規雇用が全体の 85%を占めるなど、雇用形態は正規が中心だったが、非正規雇用の割合が徐々に増え、平成 21 年には全体の約 3分の1が非正規雇用となった。

また、雇用形態別の賃金を見てみると、正社員、正職員は年齢とともに賃金が上昇し、定

年前後から下降に向かうという山形を描いているが、正社員、正職員以外は当初の賃金からほとんど上昇することなく、正社員、正職員の賃金のピークを迎える男性 50～54 歳、女性 45～39 歳の時期には、格差は最大に広がっている。

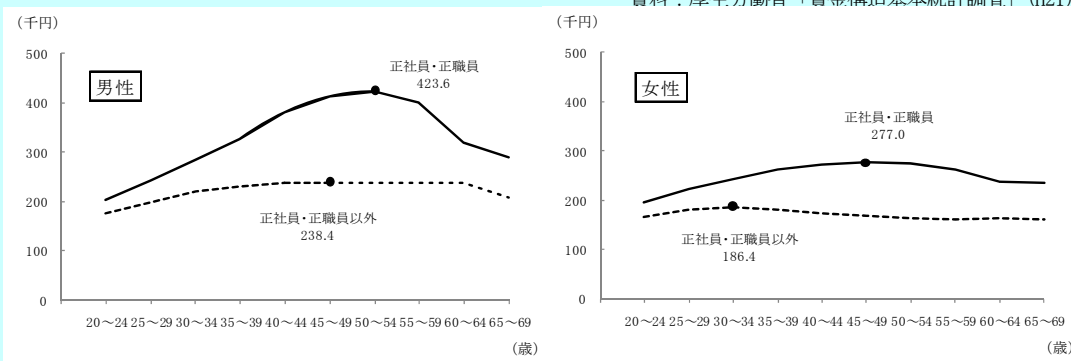
(図表 1-14) 正規・非正規雇用の割合(全国)



資料：平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」による。

(図表 1-15) 雇用形態、性、年齢階級別賃金(全国)

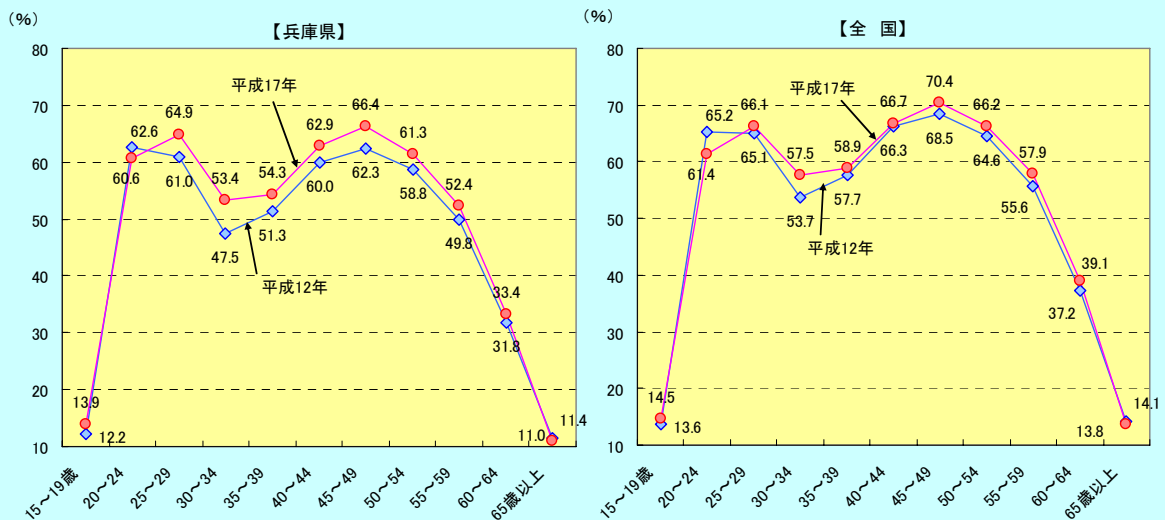
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(H21)



<女性就業率の高まり>

兵庫県の女性就業率は平成12年と平成17年を比べると、ほぼ全ての世代において就業率が上昇している。特にM字カーブの底であった30代の就業率が上昇しており、全国的にもM字カーブは緩やかになっている。

(図表 1-16) 女性の年齢階層別就業率(国、兵庫県)



資料：総務省「国勢調査」(H12、17)

(3) 家庭と地域の機能の外部化

こうした家庭と地域の変化の中でその機能にも大きな変化が見られる。

育児や介護、地域内の沿道の清掃などかつては家庭や地域が主に担ってきた機能の多くが、民間事業者や国・自治体等の行政によってもサービスが提供されるようになってきた。その結果、より専門的なサービスが提供されるようになり、生活の利便性は向上したが、その一方で、家庭や地域内の相互扶助機能が低下し、個人が家事や地域の行事で家族や地域社会と関わる必要は低くなった。地域の共同作業は、その作業の成果だけに止まるのではなく、地域の住民同士の交流の機会も提供してきたと考えられるが、そうした機会も同時に少なくなってきた。

2 個人の意識の変化

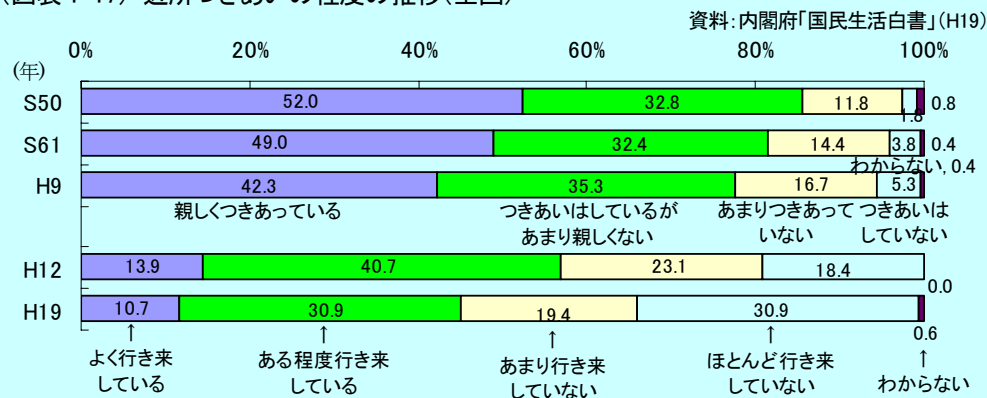
(1) 近所づきあい等の意識の変化

<近所づきあいに対する意識の変化>

内閣府の調査によれば、昭和50年では近所と「親しくつき合っている」人が50%を超えており、「つきあいはしているがあまり親しくない」の答えを合わせると約85%が近所とのつきあいがあるとしていた。

その後、近所とつきあっているとする人の割合は低下を続け、平成19年調査では、「ほとんど行き来していない」と「あまり行き来していない」を合わせた割合が50%を超えている。(なお、昭和50年から平成9年までは社会意識に関する世論調査、平成12年と平成19年は国民生活選考度調査のデータである。)

(図表 1-17) 近所づきあいの程度の推移(全国)



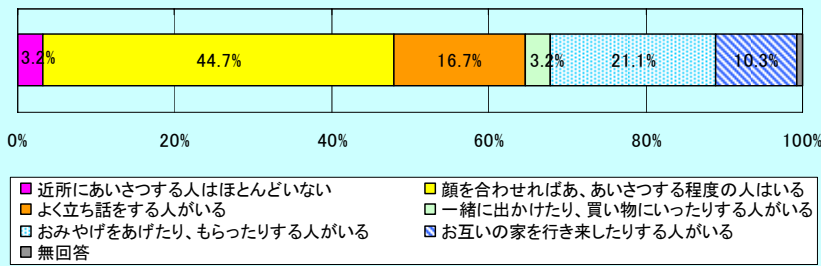
1. 平成19年国民生活白書より
 2. 1975、86、97年は「あなたは、地域での付き合いをどの程度していらっしゃいますか。この中ではどうでしょうか。」という問に対し、回答した人の割合。
 3. 2000、2007年は「あなたは現在、次にあげる人たち（「隣近所の人」とどのくらい行き来していますか。（〇はそれぞれ1つつつ）」という問に対し、回答した人の割合。
3. 回答者は、1975、86、97年は全国の20歳以上の者。2000年は、全国の20歳以上70歳未満の男女。2007年は、全国の20歳以上80歳未満の男女。

平成22年の県民意識調査（速報値）によれば、お互いの家を行き来したり、土産のやり取りをしたり、一緒に出かけたりするような近所づきあいの程度の高い者の割合が約35%である一方、挨拶する人もほとんどいない、顔を合わせれば挨拶する程度という近所づきあいの程度の低い者の割合が48%を占めている。

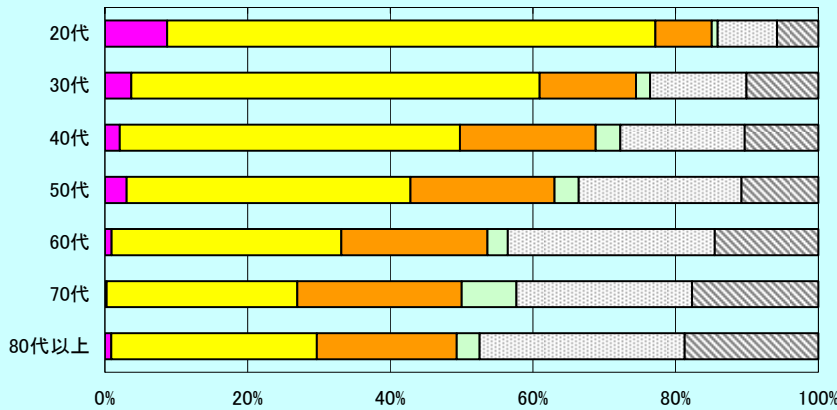
これを年齢階層別に見れば、年齢が若いほど、近所づきあいの程度が低くなっている。

(図表 1-18) 近所づきあいの程度(兵庫県)

資料：県「県民意識調査」(H22)



(図表 1-19) 近所づきあいの程度年齢階層別(兵庫県)



<個人情報に対する意識の変化>

通信ネットワーク上で大量の個人情報が処理されるなど、官民を通じたあらゆる場面で多くの個人情報が行き交うようになり、その取り扱いを誤ると個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがある。このため、平成 15 年に個人情報の保護に関する法律（いわゆる「個人情報保護法」）が制定され、その適正な保護が図られることとなったが、その一方で、高齢者の見守り等において、民生委員等が活動に必要な情報を把握できなかつたり、課題を抱えている本人が個人情報を理由に支援を拒んだりする例も見られるようになった。

個人情報保護法の目的は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること（法第 1 条）」とされており、本来は、個人情報の保護を図るばかりではなく、その有用性に配慮した適切な活用も図られることが求められている。

独立行政法人国民生活センターが個人情報保護法説明会の参加者を対象に行ったアンケート調査（平成 20 年 3 月公表）では、個人情報保護法施行後の変化について「社会全体で個人情報に関する取扱いが慎重になりすぎて、不便になった」とする回答が 68%と最も高く、個人情報に対する過剰な反応が問題だと感じている人が少なくない。

<誤った使い方をされた自己責任論>

生活上の多くのことが個人の選択に委ねられることになった結果、「自分が選んだ結果なのだからその責任はどのような場合でも自分ひとりが負うべき」という誤った使い方をされた自己責任論が高まり、早期の段階で周囲に助けを求めていれば防げたことでも、周囲に支援を得ず、深刻な状況にまで陥ってしまう人がいる。

例えば、就職できないのは自分に能力がないからと考え、就職をあきらめてしまったり、仕事を失ったときも、親戚や周囲の人に助けを求めないまま、ホームレス状態にまで行ってしまう者もいると言われている。

(2) コミュニケーションの質の変化

<家族、友人等とのコミュニケーション頻度の変化>

インターネット、携帯電話などの情報通信手段の発達によって、遠くの間や実際にあったことのない人とも共通の趣味や興味を通じてつながることが出来るようになった一方で、身近に居る親兄弟、配偶者、その他親族などとのコミュニケーションの頻度が低下しつつあると言われている。

(図表 1-20) 家族、友人等のコミュニケーション頻度の変化(全国)

コミュニケーションの相手方	頻度(回/月)		増減
	1997年調査	2000年調査	
家族身内	配偶者	29.0	28.3 ▲ 0.7
	兄弟姉妹	7.2	5.2 ▲ 2.0
	息子、娘	23.1	22.7 ▲ 0.4
	嫁、婿	8.5	8.4 ▲ 0.1
	自分の親	15.5	14.9 ▲ 0.6
	配偶者の親	8.3	7.5 ▲ 0.8
	その他親族	2.4	2.2 ▲ 0.2
友人、知人	地域、隣近所	10.1	11.5 ▲ 1.4
	会社、仕事を通じた友人	5.7	6.3 ▲ 0.6
	子どもを通じた友人	3.3	4.3 ▲ 1.0
	趣味を通じた友人	3.5	4.1 ▲ 0.6
	インターネットを通じた友人	-	7.0 (新規)
	学生時代の友人	3.0	3.1 ▲ 0.1

資料: 野村総合研究所「生活者1万人アンケート調査」
(1997年、2000年)を県民生活課で加工

3 これらの変化が生んだ社会的孤立

こうした変化は、地域では相互扶助を基調とする地縁的なつながりを衰退させ、地域への関心が薄い住民を増やした。家庭においても世帯の縮小に伴い、家庭が果たしてきた相互扶助の機能を低下させてきた。

こうした相互扶助によって培われていた地域や家庭内の信頼感や互酬意識は、個人の生活上のリスクのセーフティネットとしての機能を果たしてきたが、その役割を縮小してきた結果、コミュニケーションの質の変化とあいまって、地域社会の中で他者との接点を持たず孤立する、社会的孤立という状況を生み出している。

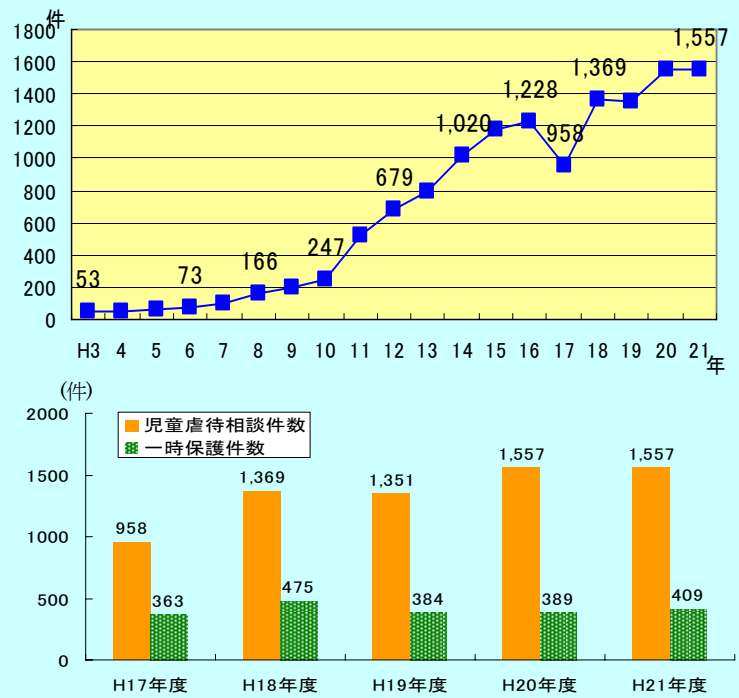
(1) 社会的孤立が生んだ深刻な課題

<児童虐待の認知件数の増加>

こども家庭センター(神戸市を含む)における児童虐待相談受付件数は、平成17年度の958件から平成21年度は1,557件に増加している。早い段階で地域からの通報が得られるようになってきているが、相談件数のうち4件に1件は一時保護を行っている。

主な虐待者は、実母が62.3%、次いで実父が23.0%となっており、実父母が9割近くを占めている。

(図表 1-21) こども家庭センターの児童虐待相談件数、一時保護数の推移(兵庫県)



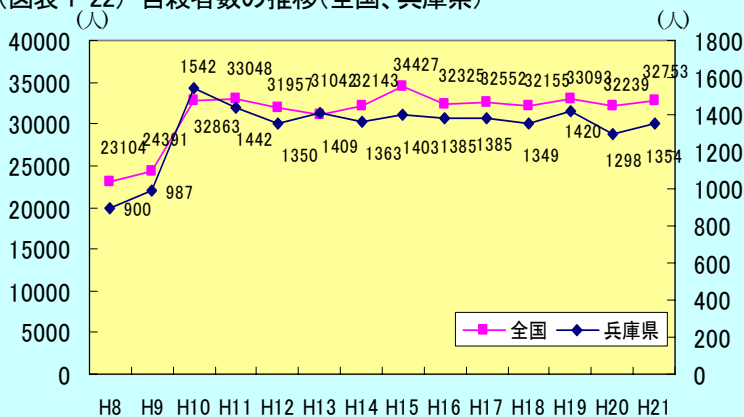
資料：県健康福祉部調べ(H21)

<自殺数の増加>

平成 10 年に自殺者数が急増し、以後、全国では 3 万人台、兵庫県では 1300～1500 人台の間で横ばい状態が続いている。

また、年齢別に見た死因順位では、15-19 歳、20-24 歳、25-29 歳、30-34 歳、35-39 歳の年代全てにおいて第 1 位の死因が自殺となっている。

(図表 1-22) 自殺者数の推移(全国、兵庫県)



資料：
 国の自殺者数
 警察庁生活安全局地域課調べ
 「平成19 年中における自殺の概要資料」
 県の自殺者数
 兵庫県警察本部
 「自殺の取扱状況について (H19 年中)」

(図表 1-23) 年齢別にみた死因順位(全国・割合(%))

年齢別にみた死因順位(全国・割合(%))

	第1位	第2位	第3位
総数	悪性新生物 30	心疾患 15.9	脳血管疾患 11.1
0歳	先天奇形、変形及び染色体異常 35.7	周産期に特異的な呼吸障害等 13.5	乳幼児突然死症候群 5.5
1-4歳	不慮の事故 17.2	先天奇形、変形及び染色体異常 16.9	悪性新生物 10
5-9歳	不慮の事故 23	悪性新生物 19	その他の新生物 7
10-14歳	不慮の事故 22.1	悪性新生物 21.1	自殺 11.2
15-19歳	自殺 31.3	不慮の事故 28.9	悪性新生物 10.4
20-24歳	自殺 50	不慮の事故 19.8	悪性新生物 7.4
25-29歳	自殺 47	不慮の事故 14.4	悪性新生物 10.5
30-34歳	自殺 40.7	悪性新生物 15.7	不慮の事故 11.6
35-39歳	自殺 30.7	悪性新生物 22.1	心疾患 10.2
40-44歳	悪性新生物 27.2	自殺 22.9	心疾患 12.3
45-49歳	悪性新生物 34.1	自殺 16.2	心疾患 11.5
50-54歳	悪性新生物 41.1	心疾患 12.1	自殺 10.9
55-59歳	悪性新生物 46.2	心疾患 12.3	脳血管疾患 8.3
60-64歳	悪性新生物 48.2	心疾患 12.4	脳血管疾患 8.3
65-69歳	悪性新生物 47.4	心疾患 12.7	脳血管疾患 8.4
70-74歳	悪性新生物 43.6	心疾患 13.3	脳血管疾患 9.5
75-79歳	悪性新生物 37	心疾患 14.5	脳血管疾患 10.8
80-84歳	悪性新生物 29	心疾患 16.4	脳血管疾患 12.1
85-89歳	悪性新生物 20.9	心疾患 18.8	肺炎 14.4
90-94歳	心疾患 20.3	肺炎 16.6	悪性新生物 14.1
95-99歳	心疾患 21.1	肺炎 17.6	老衰 14.8
100歳～	老衰 25.7	心疾患 19.2	肺炎 16.6

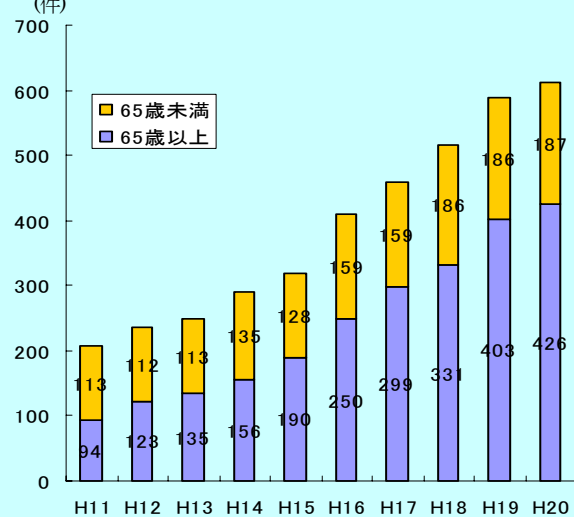
※ 総数における自殺の割合は7位(2.6%)

資料:厚生労働省「人口動態調査」(H20)

<孤立死の増加>

孤立死に法的な定義は存在しないが、(独)都市再生機構は「病死または変死事故の一態様で、死亡時に単身居住している借入者が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺または他殺を除いた」数を孤立死として調査している。その結果賃貸住宅内(約76万戸)での孤立死は、約600件以上で、平成11年から増加の一途をたどり、平成20年には平成11年時に比べ、約3倍に増加している。

(図表 1-24) 都市再生機構の賃貸住宅における「孤立死」の発生状況(全国)

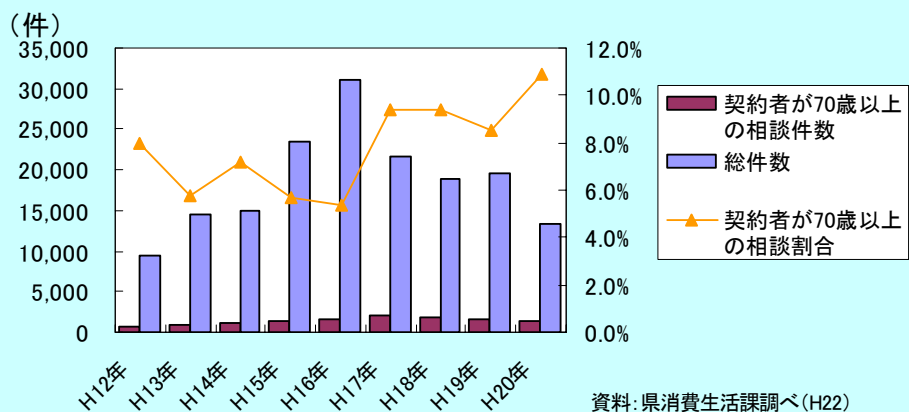


(独)都市再生機構が運営管理する賃貸住宅で、単身居住者が誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した件数
資料:内閣府「高齢社会白書」(H22)

<高齢者の消費者被害の増加>

兵庫県消費生活相談の件数を見ると、全体では16年度をピークに件数は減少しているが、契約当事者が70歳以上の高齢者による相談件数を見ても、全体に占める割合は増加している。

(図表 1-25) 契約当事者が70歳以上の消費生活相談件数の推移(兵庫県)



資料:県消費生活課調べ(H22)

<ひきこもりの増加>

内閣府の「ひきこもりに関する実態調査」の推計によれば、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する準ひきこもりを含めた広義のひきこもりは、約70万人となっている。さらに「家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる」「自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある」「嫌な出来ごとがあると、外に出たくなくなる」「理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う」という項目に同意を示した「ひきこもり親和群」は約155万人（3.99%）と推計されている。

同様の手法により兵庫県のひきこもり者数を推計すれば、広義のひきこもりが3万人、ひきこもり親和群が約7万人となる。

「ひきこもり親和群」の心的傾向は「ひきこもり群」と重なる部分も多く、家族との情緒的絆が弱いこと、対人関係に苦手意識があるなどといった点が浮かび上がっており、「ひきこもり親和群」からやがて「ひきこもり」へと移行する者も一定程度あると考えられる。

(2) 日常的に誰もが陥る社会的孤立

児童虐待や孤立死、自殺のような深刻な課題は特別な人だけが陥るものではなく、一見普通の生活を送っている人にもそのリスクが潜んでいると考えられる。

<育児中の母親>

こども未来財団の調査によると、子育ての負担感に関して、「負担大」と感じている専業主婦の割合は、共働きの母親に比べて約1.5倍にのぼっている。

また、子育ての孤立感も「よくある」「ときどきある」をあわせると、専業主婦は53.5%、パートタイムで働く母親は48.9%、共働きの母親は46.6%と専業主婦が最も高く、地域や家族の協力を得

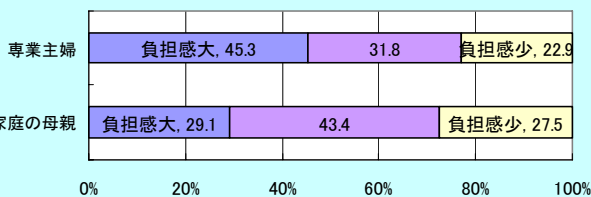
(図表 1-26) ひきこもりの推計数<全国、兵庫県>

若者の意識に関する調査(ひきこもり調査)から推計されるひきこもり者数(全国値は内閣府、兵庫県値は内閣府推計手法に基づき推計)

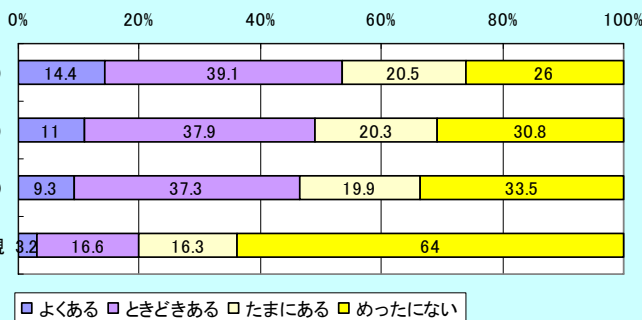
	全国推計値	兵庫県推計値
15~39歳の男女	3,880万人	137万6千人
広義のひきこもり	69万6千人	3万人
狭義のひきこもり	23万5千人	1万人
① 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15万3千人	6,700人
② 自室からは出るが、家からは出ない	3万5千人	1,500人
③ 自室からほとんど出ない	4万7千人	2,000人
準ひきこもり	46万人	1万9千人
① 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	46万人	1万9千人
ひきこもり親和群 ※	155万人	6万9千人
① 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる		
② 自分も家や自室に閉じこもりたいと思うことがある		
③ 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる		
④ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う		

※ 質問項目の4項目が①全て「はい」、②3つが「はい」で1つのみ「どちらかと言えばはい」と答えたものの合計から「ひきこもり群」を除いた者を「ひきこもり親和群」と定義

(図表 1-27) 子育ての負担感の状況



(図表 1-28) 子育ての孤立感



資料：(財) こども未来財団「子育てに関する意思調査事業調査報告書」(2000年度)

られないまま、24時間乳幼児に向き合って、孤立していく姿が浮かびあがっている。

<地域とのかかわりが薄い退職後の団塊の世代>

団塊の世代が大量退職し、約680万人が地域社会で暮らすようになっている。団塊の世代は多くは企業に就職するサラリーマンであり、これまで日中は地域におらず、必ずしも地域社会とのつながりは強くない。

そのため、地域社会での活動に踏み出すきっかけが見つからないなど、地域に溶け込めない状況も起こっている。

(図表 1-29) 「団塊の世代」のサラリーマン化(全国)

資料：内閣府「高齢社会白書」(H19)

○「団塊の世代」は平成17年調査時点で約678万人

- ・労働力人口：約514万人(労働力人口全体の7.9%)
- ・就業者数：約489万人(就業者全体の8.0%)

○就業している団塊世代のうち約7割が雇用者
(平成17年における55～59歳の雇用者比率71.5%)

《参考：過去の雇用者比率》

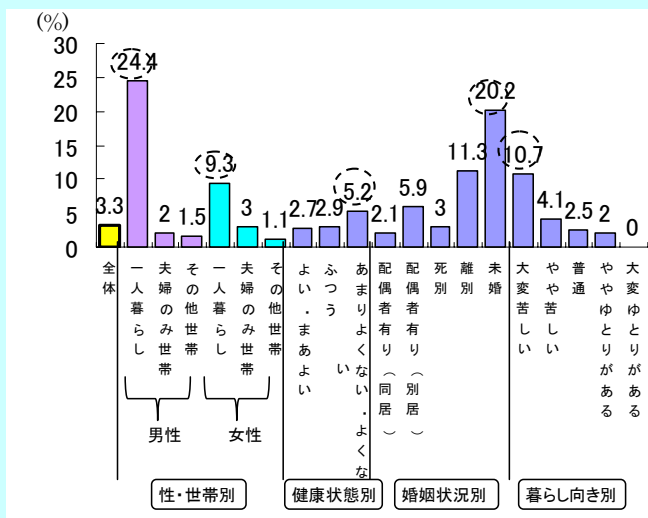
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
55～59歳	46.4%	51.1%	55.4%	60.9%	65.3%	68.9%
60～64歳	38.2%	39.5%	40.1%	45.8%	51.0%	54.6%

<独居高齢者>

平成22年度の高齢社会白書によると、困った時に頼れる人がいない人の割合を性・世帯別、婚姻状況別等で見たところ、その割合は「一人暮らし」の人に高く、独居高齢者の孤立しがちな姿が浮かび上がっている。

(図表 1-30) 困った時に頼れる人が居ない人の割合

(全国60歳以上)



		割合(%)
全体(N=3,398)		3.3
性・世帯構成別	男性 一人暮らし世帯(N=119)	24.4
	夫婦のみ世帯(N=703)	2.8
	その他世帯(N=779)	1.5
	女性 一人暮らし世帯(N=259)	9.3
健康状態別	夫婦のみ世帯(N=596)	3
	その他世帯(N=942)	1.1
	よい・まあよい(N=1,612)	2.7
	ふつう(N=996)	2.9
婚姻状況別	あまりよくない・よくない(N=790)	5.2
	配偶者あり(同居)(N=2,481)	2.1
	配偶者あり(別居)(N=51)	5.9
	死別(N=631)	3.8
暮らし向き別	離別(N=141)	11.3
	未婚(N=94)	10.7
	大変やゆとりがある(N=243)	10.7
	やややゆとりがある(N=653)	4.1
暮らし向き別	普通(N=2,214)	2.5
	やややゆとりがある(N=252)	2
	大変やゆとりがある(N=36)	0

資料：内閣府「高齢社会白書」(H22年)

(3) 行政だけでなく、地域活動を通して取り組む必要

このように社会構造が変化し、家庭や地域社会の絆が徐々に失われつつある中で、社会問題として既に顕在化している深刻な孤立があるが、孤立はもはや特定の階層の課題ではない。(2)で見たように、ふとした瞬間に日常的に誰もが陥る可能性がある孤立も存在しており、孤立はあらゆる人が共通に抱える課題となりつつある。

これらの解決のためには、行政だけでは多様な地域の実情に即したきめ細かい対応を行うことは不可能であり、そこに住む住民が自分の地域の課題に対応する必要がある。

第2章 兵庫県における地域づくりの取組

1 県民運動の取組

<県民運動の定義・手法>

昭和 30 年代の消費者運動から始まった兵庫県の生活重視の県政は、経済が高度経済成長から安定成長に移行し、物の豊かさよりも心の豊かさが重視されるようになってきた中で、「地域づくりや福祉、教育など全ての人々に関わりのある課題に対して、県民一人ひとりが自由に発想し、自ら実践して全体として調和の取れた自律社会を目指す運動」（平成 2 年 2 月兵庫県地方自治研究会「県民運動のあり方について」）として展開され、今日までさまざまな分野、さまざまな形で推進されてきた。

県民と行政が共通の目標を掲げ、県民が自発的に取り組むさまざまな運動を行政も積極的に支援してきた。

<県民運動の取組>

こころ豊かな美しい兵庫推進会議（平成 15 年、こころ豊かな兵庫づくり推進協議会から改称）に参画する県内のさまざまな地域団体が連携して、こころ豊かな人づくり、すこやかな社会づくり、さわやかな県土づくりなど、さまざまな県民運動を展開し、今日まで、時代に応じた地域の自発的な取組を推進してきた。

現在、県民運動は、次のとおり多様な取組が推進されている。

活動テーマ	主な取組
まちづくり（祭り、市街地活性化等）	県民交流広場 等
防犯、防災	地域安全まちづくり 等
食育、健康、消費者	まちの保健室、健康ひょうご 21 県民運動 等
家庭、子育て	まちの子育てひろば、ひょうご家庭応援県民運動 等
高齢者、障害者等	みんなの声かけ運動 等
環境、緑化	ひょうごグリーンサポートクラブ 等

<まちの保健室>

平成 13 年度から環境変化による震災被災者の閉じこもり予防や健康不安に対応するため、災害復興公営住宅において、県看護協会の看護師等による相談の場が設けられた。

現在では、県内各地に拠点を開設し、地域のニーズにより子育て支援や生活習慣病予防指導、健康相談・健康チェックなども行っている。平成 21 年の台風 9 号災害の際にも災害直後から相談の場を開設し、地域住民の健康支援に大きな役割を果たした。

<まちの子育てひろば>

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育てに関する相談や情報交換等を行うため、保育所・幼稚園、児童館、自治会、子育てサークル等による「まちの子育てひろば」の開設を推進している。

県では、まちの子育てひろばコーディネーターによる運営支援を行ったり、ひろばでの遊びの指導や育児中の母親の抱える悩み事の相談等を行うひろばアドバイザーを派遣する等の支援を行い、現在県内で 2000 ヶ所を超えるひろばが開設されている。

<みんなの声かけ運動>

ユニバーサル社会づくりの一環として、障害のある方、高齢者、妊婦、小さな子ども連れの方をはじめ、誰もがまちなかで困っているときに、みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を展開している。

現在、4,000名を超える「声かけ運動推進員」が率先して地域で声かけを実践するとともに、地域会議での声かけの方法等の意見交換やイベント会場等での普及啓発活動を行っている。また、駅周辺などでの声かけ運動の実践を支援する取組を行っている。

<「ひょうご家庭応援県民運動」などの多彩な県民運動>

「ひょうご家庭応援県民運動」では、地域団体、NPO、企業などが中心となり、地域で家庭を支える県民ぐるみの運動が展開されている。

また、連合婦人会等の女性団体や青少年団体等が、地域でネットワークを組んで、見守り、声かけ、子育てイベント等の子育て家庭応援運動に取り組み、その中で虐待や問題行動などのSOSサインをキャッチした場合は、迅速に市町やこども家庭センターなどの関係機関につなぐ「子育て応援ネット」の取組も行われている。

このほか、地域の防犯グループが中心となって行う地域安全まちづくり運動、女性団体や企業、環境活動団体等が中心となり行う地球環境時代に対応した新しいライフスタイルの展開など、様々なテーマごとに多様な個人・グループによる活動が行われている。

また、県民主役・地域主導をコンセプトに、県民が主体となって県民局単位の地域の将来像とその実現に向けた行動目標を描く地域ビジョンや、全県の視点からこれを集約する全県ビジョンを策定したり、地域ごとに定めた「阪神なぎさ回廊プロジェクト」（阪神南）、「銀の馬車道ネットワーク」（中播磨）、「コウノトリと共生する地域づくり」（但馬）等のシンボルプロジェクトを地域と行政との協働で実現していく手法は、県民の参画と協働を体現するものである。

このほかにも、NPOと行政の子育て支援会議の開催、県民等とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理（ひょうごアダプト）、ふるさとの森公園（やしろの森公園など6公園）の運営、学校支援地域本部事業など、県民と行政が共通の目標を掲げて取り組むさまざまな事業が行われている。

県行政としても、これらの県民運動を積極的に支援するため、人材育成、情報発信、財政支援、活動拠点の整備支援、ネットワーク化など、多彩な支援を行っている。

2 新たな県民運動の登場

<NPO等、テーマを特定した活動の広がり>

阪神・淡路大震災をきっかけとした国民的なボランティア意識の高まりを背景として、身近な地域の課題や社会課題に対して、何かしてあげたい、ほうっておけないという意識から個人やグループによるさまざまなテーマ型の活動が展開されてきた。

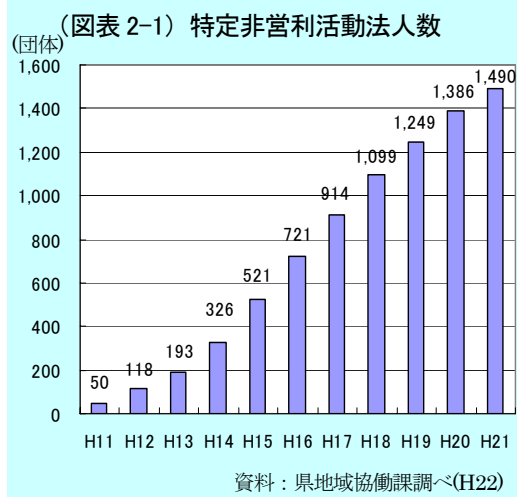
県としてもこうした県民一人ひとりやボランティア団体等による自発的な活動を積極的に評価し、これらの活動のさらなる発展を支援していくことが必要であるとの考えから、「県

民ボランティア活動の促進等に関する条例」(平成10年)を策定し、これからの成熟社会における公共的領域における活動を担うボランティアセクターを支援してきた。

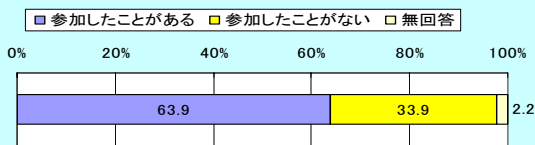
また同年、特定非営利活動促進法(NPO法)も成立し、法律に定める公益的な活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の促進が支援されるようになり、兵庫県においても、平成21年度末現在、1,490団体のNPO法人が認証されている。

さらに、今日では、ビジネス活動を通じて、持続的に社会的課題の解決を図るという社会的企業(ソーシャルビジネス)のような新たな取組も広がってきており、地域課題や社会課題の解決をめざす多様なグループ・団体の取組が広がってきている。

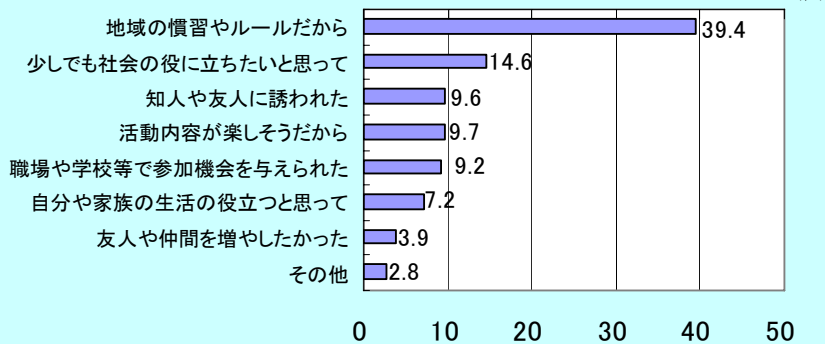
平成22年度の県民意識調査において、何らかの地域活動に参加したことがあると回答した人は6割を超えており、そのきっかけを尋ねたところ、「地域の慣習やルールだから」とするものが約4割と最も多かったが、「少しでも社会の役に立ちたいから」とするものも15%で、2番目に多かった。



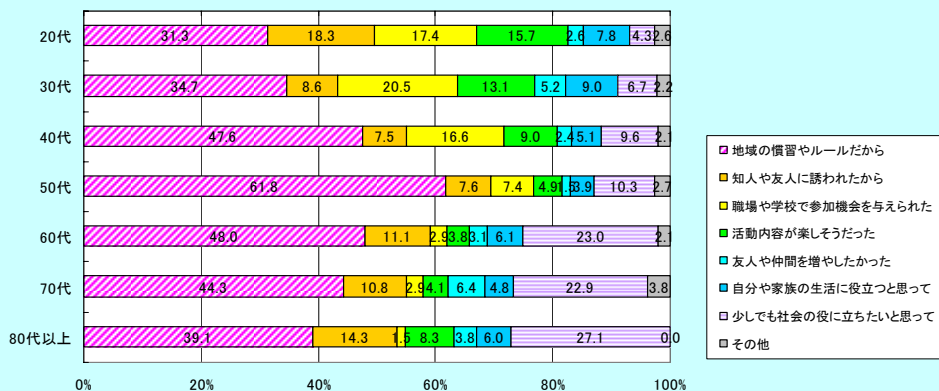
(図表 2-2) 地域活動に参加したことがある人の割合(兵庫県)



(図表 2-3) 地域活動に参加したきっかけ(兵庫県)



(図表 2-4) 年齢構成別地域活動に参加したきっかけ(兵庫県)



<個々の小さな取組から広がった県民運動>

県民一人ひとりの地域や社会への関心の高まりを背景として、これまでの地域の多様な団体が連携して取り組んできた県民運動のほかにも、自分たちの直面する課題を自分たちで何とかしたいという思いをきっかけに、多くの共感者を巻き込みながら地域ぐるみの運動に広がっていく取組も見られる。

例えば、全国的にも注目

された「柏原病院の小児科を守る会」の活動は、市内で唯一の小児入院を扱う柏原病院小児科が閉鎖の危機にあるとの報道をきっかけに、住民自身が行動し、お医者さんが働きやすい地域を作ろうと子育て中のお母さんたちが会を立ち上げたのがきっかけで、単に病院に対して医師の増員を願うのではなく、今いる医師を大切にする地域づくりを進めようと、住民一人ひとりが出来ることに取り組み、「コンビニ受診を控える」、「かかりつけ医を持つ」、「医師に感謝の気持ちを伝える」をスローガンに、普及啓発活動を展開した。

<企業の社会貢献活動の高まり>

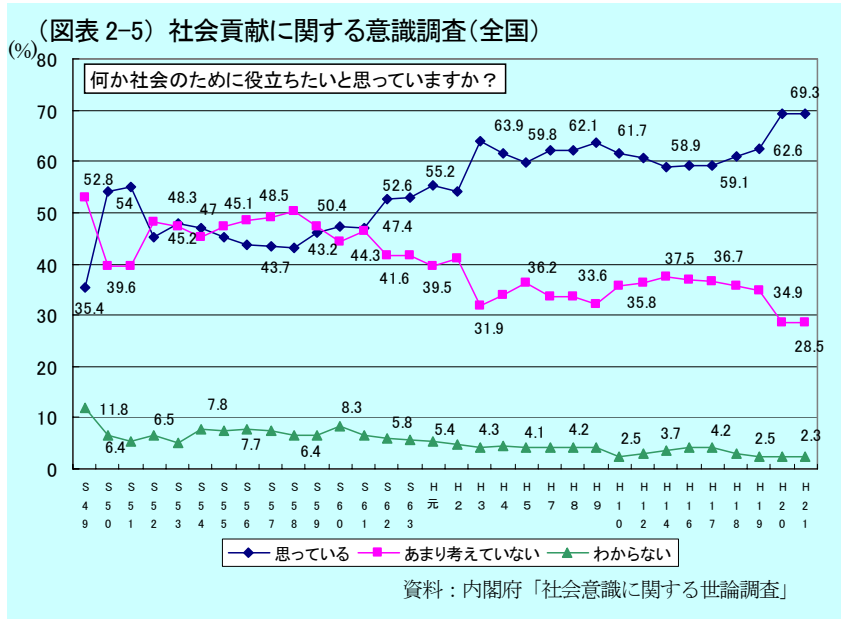
企業等は本来、その事業活動を通じて顧客にサービスを提供し、投資家等に利益を還元するなど、私的な利益を追求する存在であるが、地域社会の一員でもあり、その事業活動が社会に与える影響も少なくないことから、その社会的な責任を果たすべきであるという機運が高まり、企業等がさまざまな形で社会貢献活動に取り組む動きが広がってきている。

ただし、こうした考えは決して新しいものではない。江戸時代に全国的に活躍した近江商人の間に伝わっている家訓に、「三方良し（売り手よし、買い手よし、世間よし）」というものがあがるが、企業が社会に貢献すべきだという意識は、わが国の昔からの商業倫理として存在していたものであり、そうした意識が広がっていけば、今後とも企業の社会貢献活動は広がっていくと思われる。

<地域を越えた取組等の広がり>

一般的に見られる地域活動の例としては、近所同士の小さなものから小学校区単位のものまでさまざまなものがある。

しかしながら、今日では、情報通信技術の進歩によるコミュニケーション手段の発達や交通手段の発達により、人、モノ、情報が地域を越えて行き交うようになり、地域活動の姿も、面的に捉えられてきた地域を越え、点と点で結ばれたネットワーク型の活動も盛んに展開されるようになってきている。上記で触れたテーマ型の活動はそのような地域を越えた活動の



例でもある。

また、地域活動に携わる人々が、インターネットを活用したブログ（個人や団体等が日常の体験や意見などを書き込むインターネットのサービス）やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などを利用する例も増えてきている。兵庫県を舞台とする「ひよこむ」のように特定の地域を対象に、地域の活性化やコミュニティ活動の支援をめざす地域 SNS が各地で生まれている。これらは、参加者同士の地域での直接的なつながりを補完し、相互のつながりを深め、新たなつながりを生み出すことに寄与している。

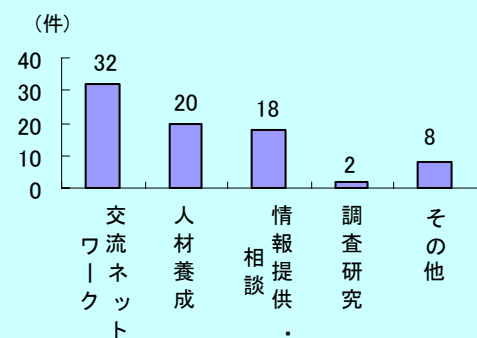
3 市町のコミュニティ施策

市町においても、従来から、地域が提案する地域づくり活動に対して助成を行ったり、地域の自主的な活動を支援するコーディネーターを派遣するなど、さまざまな住民のコミュニティ活動の支援を行ってきた。

地域活動の実施は自治会・町内会が中心となるところが多い。しかしながら、人口減少などに伴い単一自治会としての機能が減退するところでは、多様な地域課題に広域的な取組が必要とされる場合もある。このため、小学校区などの一定の地域内の連合自治会をはじめとする各種団体や個人等によって構成される推進組織（地域自治協議会、まちづくり協議会など）を設置する市町も出てきている。

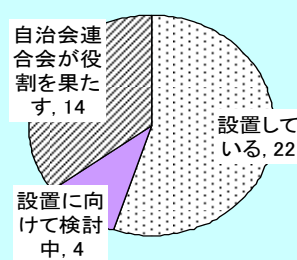
そして、こうした広域的な活動を担う組織を支援するため、用途を細かく定めて地域団体に助成してきた従来の補助金をやめ、一定の地域の裁量により用途を決定できる包括的な補助金（助成金）を導入したり、また、地域を担当する職員を定め、地域の会議に参加させたり、その活動を支援する取組が行われている。

（図表 2-6）県内市町の地域支援施策件数



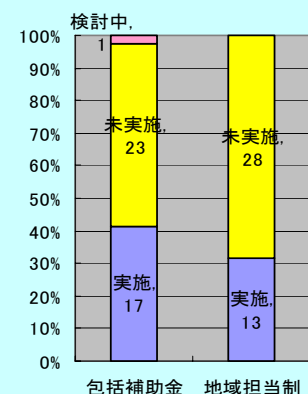
資料：県 地域協働課調べ(H22)

（図表 2-7）県内市町の地域自治推進組織の設置市町数



資料：県 県民生活課調べ(H22)

（図表 2-8）包括補助金・地域担当制の実施状況



資料：県 県民生活課調べ(H22)

4 県民交流広場事業の成果と課題

地域活動はお互いの顔が見える関係が成り立つ程度の規模であることを要するとともに、多様な人材、団体等が存在し、効果的に対応できる規模を備えていることが必要であることから、概ね小学校区程度の規模で展開されることが多い。

兵庫県では、これまで県民運動の主な担い手であった地域コミュニティの弱体化が指摘される中、その再生を図るため、地域団体をはじめとする地域のさまざまな主体が参画した地域提案型の事業を基本に、概ね小学校区における身近な地域を舞台に、県民の参画と協働によるコミュニティづくりに向けた取組ができる活動の場の整備と活動の立ち上げの経費を助成する「県民交流広場事業」を平成16年度より展開してきた。平成21年度末現在、523校区（63%）で事業採択済みで、最終的には約8割の校区での実施を見込んでいる。

主な取組内容としては、住民の絆の拡大を目指した世代間や新旧住民間の交流活動、児童の登下校時の見守り等の地域防犯活動、母親の育児相談や子どもの居場所づくり、植栽活動等の環境美化、市民大学の開催等の生涯学習など地域の特性に応じた多様な活動が定期的、継続的に展開されている。

（図表 2-9）県民交流広場の採択数

16年度モデル	17年度モデル	18年度採択	19年度採択	20年度採択	21年度採択	計
11地区 (11校区)	25地区 (27校区)	95地区 (104校区)	135地区 (128校区)	159地区 (150校区)	103地区 (103校区)	528地区 (523校区)

地区とは小学校区エリアを示す。（兵庫県内に829校区、平成16年5月学校基本調査基準）

（図表 2-10）県民交流広場の主な活動10項目

①「イベントを通じた世代間・新旧住民間交流」 祭り、ふれあい交流会、そば打ち大会等	302 地区 (57.2%)
②「地域防災・防犯活動」 地域ぐるみ防災訓練・児童の登下校時見守り・防災防犯講習会等	185 地区 (35.0%)
③「ふれあい喫茶・サロン」 高齢者の居場所づくり等	140 地区 (26.5%)
④「子育て支援活動」 子どもの居場所づくり、母親悩み相談、児童への読み聞かせ等	110 地区 (20.8%)
⑤「地域環境改善への取組」 地域一斉清掃、環境学習会、季節の草花の植栽等	98 地区 (18.6%)
⑥「各種研修会・講座の開催」 生涯学習や市民大学、ミニ図書館、大学との連携等	97 地区 (18.4%)
⑦「地域情報の受発信」 ホームページを活用した情報受発信やパソコン教室、ニュース等の発行等	87 地区 (16.5%)
⑧「地域資源の見直しや再発見への取組」 歴史探訪ウォーキングや歴史講座、伝統文化の継承等	85 地区 (16.1%)
⑨「『食』を通じた交流活動」 食育講座、郷土料理研究、ふれあい料理教室等	83 地区 (15.7%)
⑩「高齢者の生きがいづくり」 お茶会、演奏会等の開催により外出機会の増加を図る等	67 地区 (12.7%)

事業の実施により、既存の地域団体に加えて、地域内の個人や団体・グループ、学校、企業等の多様な関係者が緩やかに連携しながら地域の課題解決に取り組むことで、地域の多様な個人や団体同士のつながりが生まれ、住民自身による新しい自治活動が生まれつつあることは広場事業の大きな成果である。

例えば、いくつかの先導的な県民交流広場で、次のような取組が行われている。

- ・交流拠点としての機能を超えて、地域の活性化事業、高齢者の生活支援、ミニマーケットの運営など、地域の課題解決を図る事業を実施している事例
- ・広場運営組織が市町施設の指定管理者となり地域の「公」の担い手となった事例
- ・持続可能な組織運営を行うため、NPO 法人格を取得した事例

このように、さまざまな県民運動の取組とその成果の上に立つ県民交流広場事業の実施により、地域の自律的かつ総合的な取組は大きく広がってきたが、その一方で、活動を引き継ぐリーダーの不在、活動が特定の階層に偏っている、広場の助成終了後の資金確保が困難といった課題も聞こえてきている。

県としても、広場事業が築いてきた成果をさらに深め、市町とも連携して、自律した地域経営が行われるよう、支援を行っていく必要があるが、その際には、行政の縦割りの構造をそのまま地域に下ろすのではなく、今日の課題に応じて行政内部の横の連携を図るなど、行政の意識も変わっていく必要がある。

第3章 課題の多様性、活動形態の地域性

1 課題の多様性

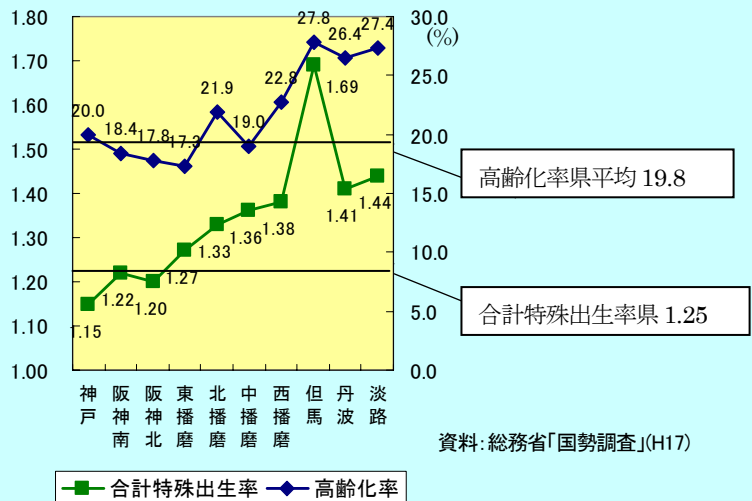
北は日本海に面し、南は瀬戸内海、太平洋と続いている兵庫県は、大都市から農山村まで、さまざまな地域で構成されており、その多様な気候と風土から、「日本の縮図」といわれている。地域のあり方の多様性はまた、地域課題についても多様性を生んでいる。

<少子高齢化の進展の地域差>

地域別の高齢化率と合計特殊出生率を見てみると、全県的には高齢化率の高い地域は合計特殊出生率も高い。

特徴のある地域を見てみると、但馬は合計特殊出生率が飛び抜けて高く、神戸地域は高齢化率が平均を上回り、合計特殊出生率が平均より低く、県内平均に比べ、少子高齢化が顕著に表れている。東播磨地域は、高齢化率が平均を下回る一方、合計特殊出生率が平均を上回り、他の地域に比して少子高齢化はやや緩やかである。

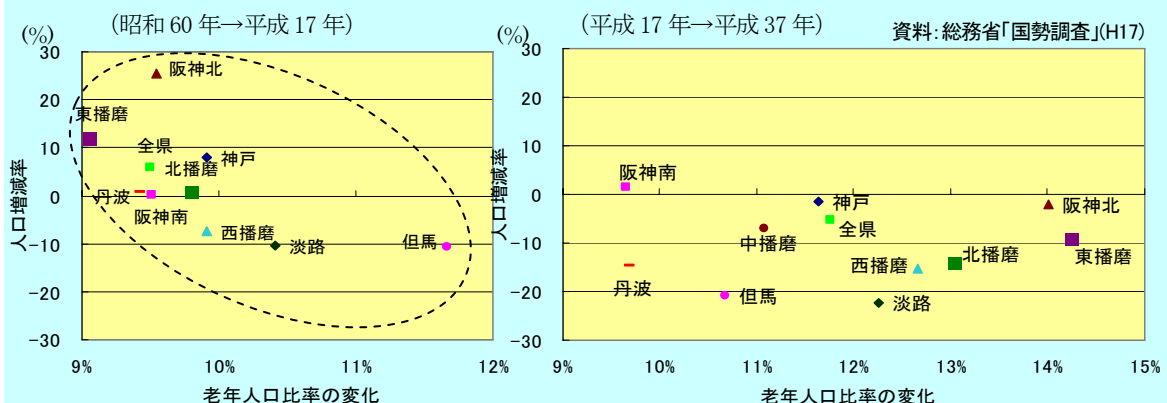
(図表 3-1) 地域別合計特殊出生率と高齢化率



また、過去20年間(昭和60年→平成17年)の人口と高齢化の変化の状況を見てみると、人口減少率が高い地域ほど高齢化が進むといった傾向が見られたが、今後20年間(平成17年→37年)の状況を見れば、人口減少はほぼ全ての地域において進行するが、高齢化のスピードは地域によってばらつきが見られる。

特に阪神北や東播磨地域ではこれまで高齢化の進行がゆっくりであったが、今後、他地域に比べて急速に高齢化が進むと見込まれている。

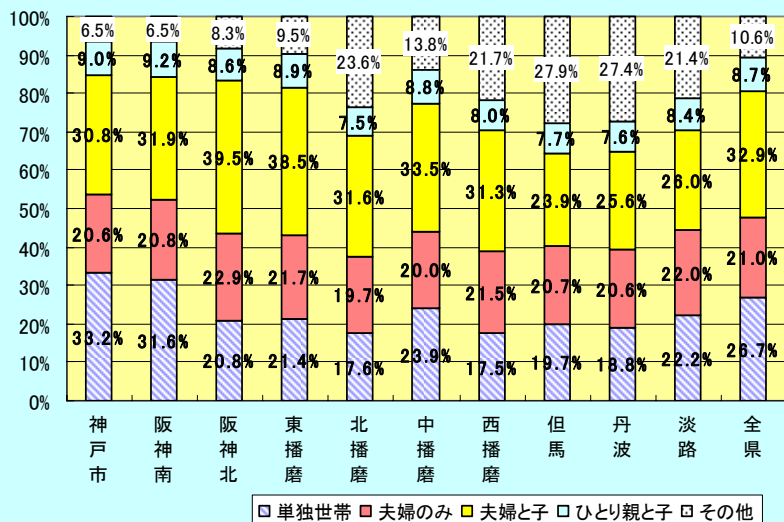
(図表 3-2) 20年前→現在、現在→20年後の老年人口増減率と人口増減率の変化



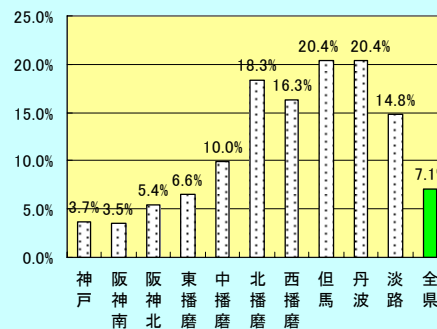
<すまい方の地域差>

世帯類型別の地域別の構成比をしてみると、神戸や阪神南地域など都市部では単独世帯が多いが、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路ではその他世帯が多く、同地域は三世帯同居率が高いことがわかる。

(図表 3-3) 世帯類型別の構成比



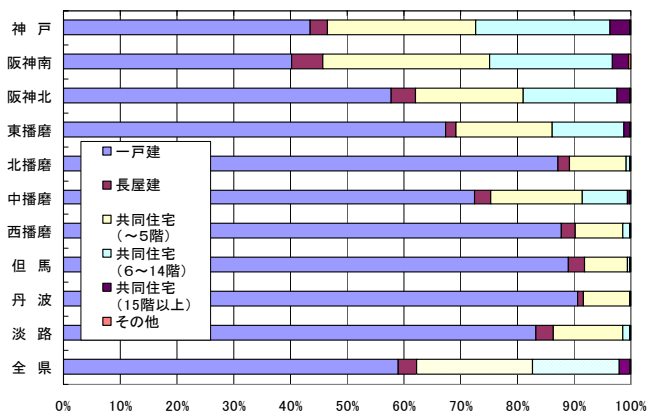
(図表 3-4) 三世帯同居率



資料：総務省「国勢調査」(H17)

また、地域ごとに住居の種類ごとの居住人口を見ると、北播磨や西播磨、但馬、丹波、淡路などでは一戸建てが多いが、神戸、阪神南地域では、半分以上の人が共同住宅に住んでおり、特に神戸、阪神南地域では高層住宅に住む割合が高くなっている。

(図表 3-5) 住居の種類別の居住人口比率



資料：総務省「国勢調査」(H17)

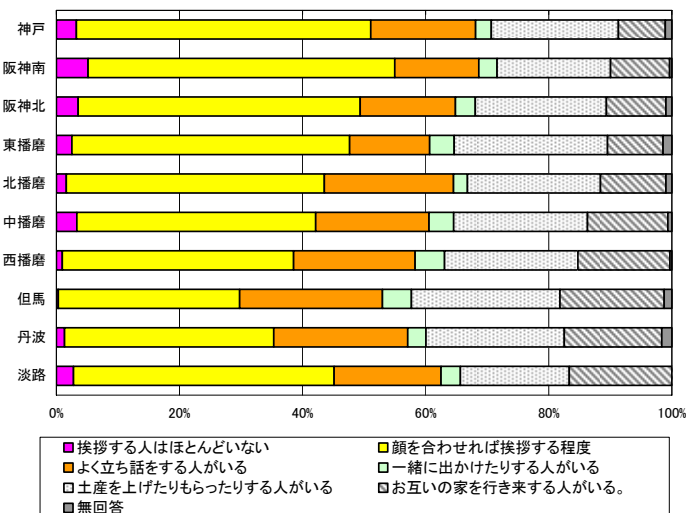
<近所づきあいの意識の違い>

平成 22 年の県民意識調査によれば、神戸、阪神地域では挨拶する人がほとんどいなかったり、顔を合わせれば挨拶する程度の比較的近所づきあいの程度の弱い者が半数程度を占めるのに対して、但馬、丹波、西播磨地域等では、比較的近所づきあいの程度が強い。

また、平成 22 年の「美しい兵庫指標」県民意識調査によると、「名前(ニックネーム)を知っている近所の子どもの数」「地域の異なる世代の人とつきあい

(図表 3-6) 地域別近所づきあいの程度

資料：県「県民意識調査」(H22)

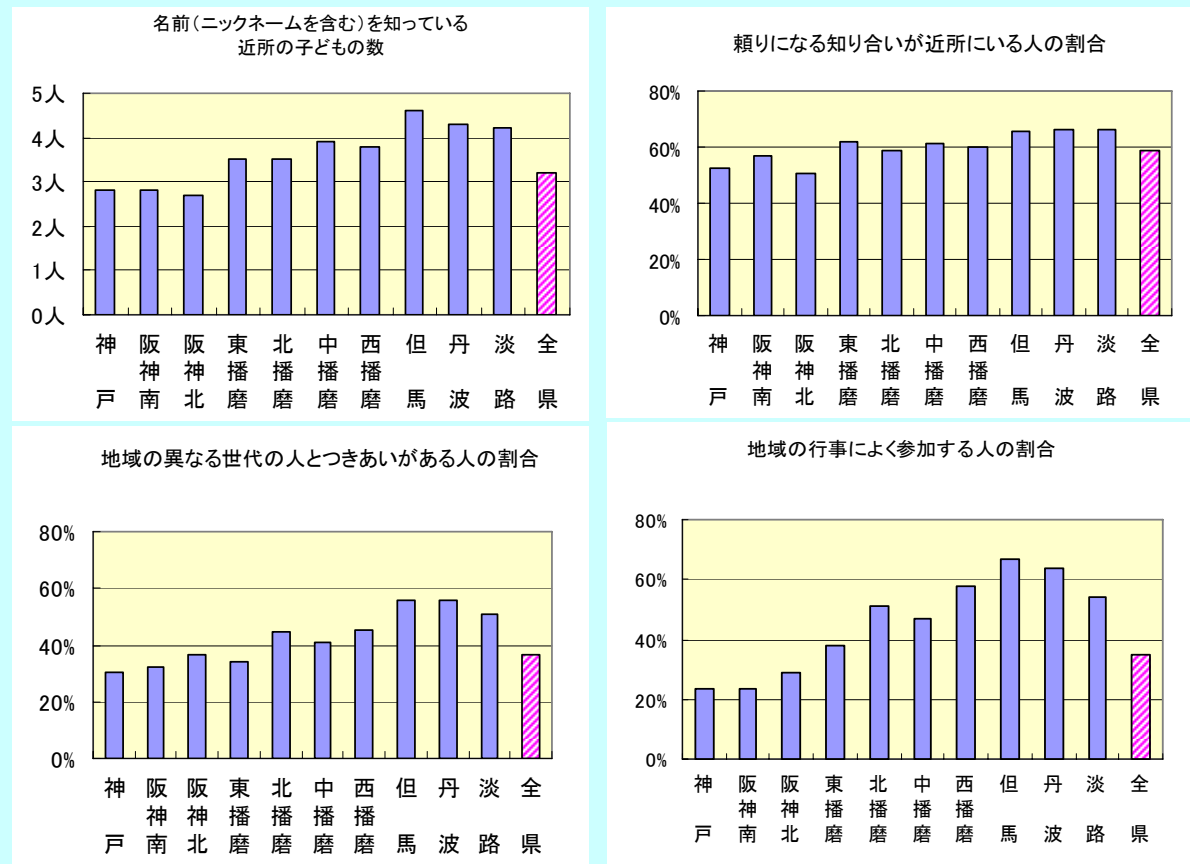


がある人の割合」「地域の行事によく参加する人の割合」「頼りになる知り合いが近所にいる人の割合」という近所づきあいの程度がわかる質問項目について、但馬地域はいずれも全県で最も高い値を示しており、丹波、淡路地域がそれに続いている。

一方で、神戸、阪神南、阪神北地域はその割合が比較的低い。

(図表 3-7) 地域別近所づきあいの意識

資料：県ビジョン課「美しい兵庫指標県民意識調査」(H22)

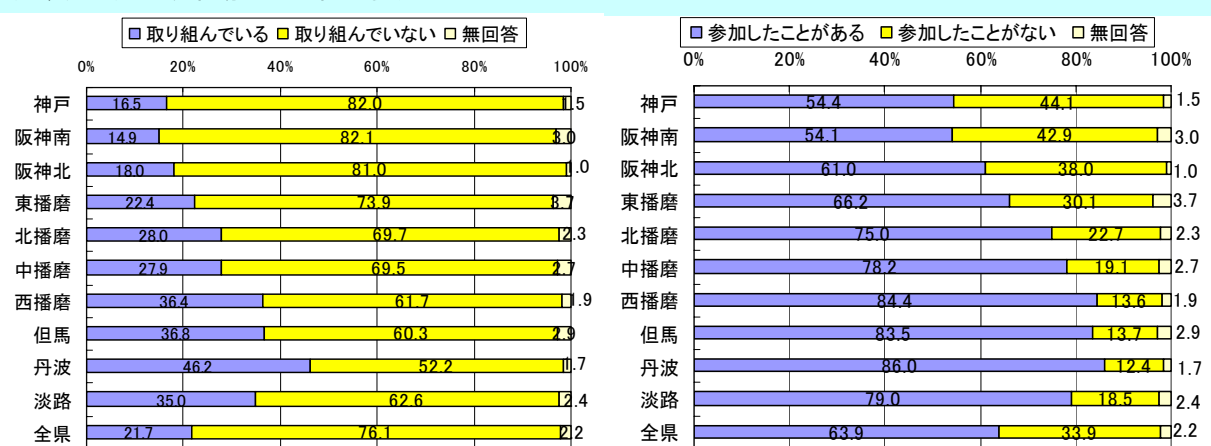


<地域活動への取組の地域差>

平成 22 年に実施した県民意識調査において、何らかの地域活動に取り組んだり、参加したと答えた人の割合を見れば、但馬、丹波、西播磨、淡路地域では他地域より高く、神戸や阪神南地域では、地域活動等に参加したことがない者が 4 割を超える。

(図表 3-8) 地域活動への取組の状況

資料：県「県民意識調査」(H22)



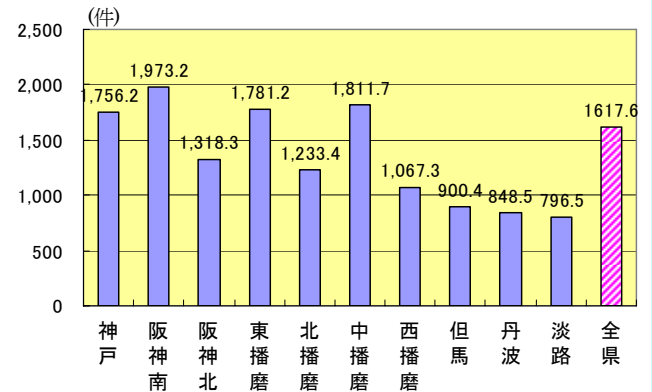
※「取り組んでいる」は「企画段階から参加」または「実施スタッフとして参加」を選択した計
 ※「取り組んでいない」は「一般参加者として顔を出す」または「参加したことがない」を選択した計

※「参加したことがある」は「活動の企画段階から参加」「実施スタッフとして参加」「一般参加者として顔を出す」のいずれかを選択した計

<刑法犯認知件数>

刑法犯認知件数は、神戸、阪神南、東播磨、中播磨地域が県平均を上回っている。一方で、但馬、丹波、淡路地域では人口10万人あたり1000件を割っている。

(図表 3-9) 人口10万人あたりの刑法犯認知件数



資料：県警発表資料(H21)

2 活動形態の地域性

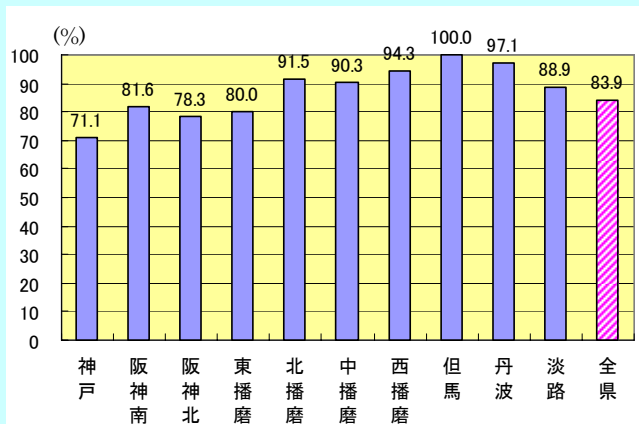
<防犯グループの組織率>

まちづくり防犯グループの組織率は、神戸、阪神南、阪神北、東播磨でやや低いが、それ以外の地域では100%近くにのぼっている。

<県民交流広場の実施率>

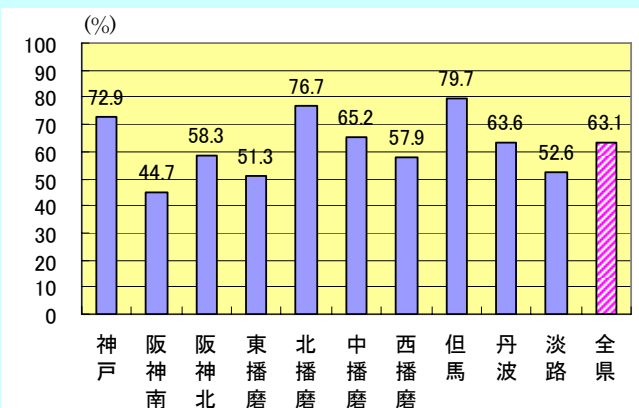
県民交流広場の実施率(21年度末現在)は、阪神南、東播磨、淡路等が50%程度とやや低いが、それ以外の地域ではほぼ60~80%に達している。

(図表 3-10) まちづくり防犯グループの組織率



資料：県地域安全課調べ(H22)

(図表 3-11) 県民交流広場の実施率

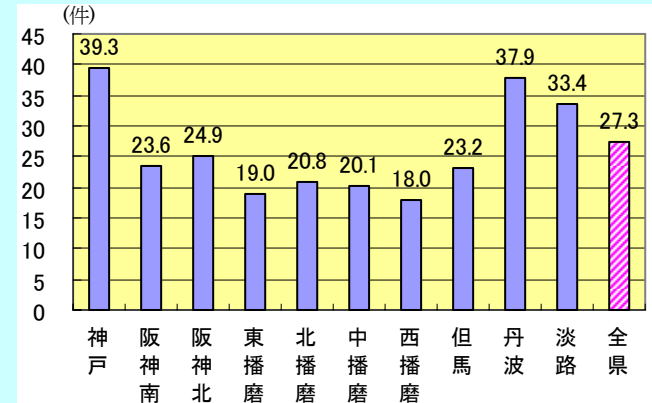


資料：県民生活課調べ(H21)

<人口10万人あたりのNPO法人設立数>

人口10万人あたりのNPO法人数は、神戸のほか、丹波、淡路地域が他地域に比べて高いが、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨などの播磨地域では、やや低くなっている。

(図表 3-12) 人口10万人あたりのNPO法人設立数



資料：県地域協働課調べ(H22)

3 地域の実情に応じたコミュニティ運営

地域の課題や団体等の活動形態の多様性を背景として、それぞれの地域では独自のコミュニティ運営が行われている。

例えば、神戸市では、自治会・町内会等の伝統的な地縁団体以外にも多様な活動団体・グループが存在し、これらの多様な団体の連携によって構成されるまちづくり協議会等による活動が活発である。

また、尼崎市や小野市など、社会教育施設（公民館、コミセン等）や社会福祉連絡協議会の活動が活発な地域においては、それら既存の組織を中心に各種団体が連携して、地域活動に取り組んでいる。

一方、多可町中区など、従来からの相互扶助の慣習が残り、地縁団体の活動が活発な地域においては、単位自治会やその上位の連合自治会等に防災、教育、子育て、高齢者の見守りなど課題ごとの組織を設け、活発な活動が行われている。

<神戸市ふれあいのまちづくり協議会>

条例に根拠を持つふれあいのまちづくり協議会は、小学校区内の連合自治会、婦人会、老人会など地縁団体や民生・児童委員などの福祉関係団体、交通安全協会の代表によって組織され、地域福祉の向上を目指したネットワーク型組織。地域福祉センターの管理運営にあたるとともに、地域からの提案による自主的な地域づくり活動、世代間・地域間交流活動等を実施している。

<尼崎市社会福祉協議会>

尼崎市は単位自治会の役割を単位福祉協会が担っている。複数の福祉協会で構成する社会福祉連絡協議会が74あり、さらに福祉協会と社会福祉連絡協議会からなる尼崎市社会福祉協議会の支部が旧村単位におかれ、まちづくりを担っている。社会福祉協議会は民生児童委員協議会連合会、PTA連合会、連合婦人会などで構成されている。

<小野市小野地区のまちづくり協議会>

区長会、商店街連合会、教育委員、PTA等の参画を得てまちづくり協議会を設置。会長、副会長、会計等役員の下に、「住みよいまち部会」（安全安心のまちづくり）「広報部会」（広報の実施）「元気なまち部会」（スポーツ等の振興）など事業ごとに7部会をおき、コミュニティセンターを中心に地域づくり活動を実施している。

<多可町中区中村町の自治会>

自治会は世帯を単位とした会員で構成されており、自治会の長である区長を中心に、副区長、会計、什長、隣保長等の地域の役員で運営されている。また役割ごとに消防分団長、婦人部長、子ども会長等の地縁に基づく組織も形成され、集落運営を行っており、自治会が中心となって集落の諸課題に包括的に取り組んでいる。

こうしたコミュニティ運営のあり方は、地域の歴史や文化等に依拠するものであり、地域ごとに独自なものである。

したがって、地域が自ら考え、さまざまな課題に取り組んでいくためには、第2章でも述べたとおり、これまでの県民運動の取組を財産として活用し、各地域がその課題や活動の状

況に応じ、本当に地域にとって重要であると思うことを自ら選び、決定し、取り組んでいく必要がある。

行政は、地域が課題を見つけ出し、取り組むプロセスに寄り添い、これを支援することが必要である。また、地域が課題に取り組む際の水先案内になるよう、課題ごとに活動手法や支援策に関する情報を発信し、地域が事例として参考にしたり、地域の実情に沿った形に自由に選択できるような仕組みの提案もしていく必要がある。

第4章 今後の地域づくりに向けた基本的な考え方

～緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり～

1 兵庫らしさを生かした今後の地域づくり

<地域づくりにおける兵庫らしさとは>

兵庫県はこれまで、県民一人ひとりの暮らしの視点を重視し、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」に始まり、物質優先のひずみを反省し、うるおい、安らぎ、生きがいなど人間の内面に配慮する「生活の文化化」、県民が主体的に行動し自らを高め、社会に参画していく「生活創造」といった県民の生活者としての取組を提唱し、これを積極的に支援してきた。そして、その実現に向けて、県民と行政が共通の目標を掲げて取り組む「県民運動」をさまざまな形で支援・推進してきた。

阪神・淡路大震災の経験から、被災者相互の助け合いの精神の大切さを学び、一人ひとりの個人、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動を通じて、自発的かつ自律的な意思に基づく県民の主体的な取組の大切さを改めて確認した。そして、この貴重な経験を通じて、より一層、県民生活を重視した県行政を推進していくため、県民の参画と協働の多様な機会の確保と、県民とのパートナーシップに基づく県行政を進めてきた。

また、コミュニティの再生が求められる中、既存の地域団体に加え、地域のさまざまな個人や団体が地域活動に参画するための拠点づくりや活動を支援する「県民交流広場事業」を実施し、参画と協働のコミュニティづくりを支援してきた。

こうした生活重視、県民主体による取組によって県民一人ひとりに根付いた意識や活動のノウハウは、県内のさまざまな活動の基盤となっている。

その一方で兵庫県は、北は日本海から南は瀬戸内海にいたる広大な県土の中に、大都市から農山村、離島までの多様な地域を形成しているとともに、その歴史や風土が培ってきた多様な文化や社会慣習を有している。

兵庫の地域づくりを考えるにあたっては、こうした県全体を貫く生活重視、県民主体の基本姿勢に立ちつつ、地域の多様性を踏まえた実効的な対応を図っていくことが不可欠である。

<今日的課題である「社会的孤立」とその対応のあり方>

既に見たとおり、近年、単身世帯の増加をはじめとする世帯規模の縮小や地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、その結果として、地域社会の中で他者との接点を持たず、孤立する人々が増えていると考えられる。

相次ぐ児童虐待や自殺、高齢者の孤立死などは、深刻な課題を抱える個人や家庭が地域で孤立し、情報が行政など外部の支援する側に伝わらず、法制度や近隣住民等の関与や助けが得られないまま、事件となっはじめて顕在化しているという例である。こうした深刻な事態においては、行政の役割が重要となるが、これを未然に防止するためには、行政のみならず、孤立の程度がまだ小さいうちから、地域の身近な人々が積極的に関わっていくことで、大きな成果を生む。

また、このことは、子どもと2人きりの子育てにストレスを感じている母親や、定年退職後、地域とのつながりを築けない中高年男性、ひきこもりがちな若者など、一見普通の生活

を送っている人々についても、地域の人々が、さまざまな形で日常のつながりを持って接していくことが大切となる。

近代社会は、固定的な身分関係からの個人の解放を目標とし、個人の自由を実現した。その一方で、身近な地域のつながりに煩わしさを感じ、地域とのつながりを避ける人を増やしてきた。また、市場経済が生活のすみずみに浸透し、経済的豊かさと利便性は向上したが、生活を支える多くのサービスが市場を通じて取引されるようになり、地域の人々が共同して互いの生活を支え合う機会が減少し、地域のつながりが低下した。このような状況が、社会的孤立を顕在化させてきたとも言える。

誰もが誰もを知っているという緊密で同質的な地域に戻ることはもはやできない。かつての相互扶助の仕組みの中で地域の人々が持っていた助け合い意識と行動を現在に即した形で実現し、誰かが誰かを知っているという地域を意識して築いていく必要がある。地域における個人や団体が互いの個性や多様性を認めながら、地域を越えた関係も含めて重層的に緩やかにつながりあうことで、社会的孤立を防いでいかなければならない。

これからの兵庫県の地域づくりを進めていく上では、これまでの県民運動等の取組の成果を生かし、新たに顕在化してきた社会的孤立等の困難な課題についても対応できるよう、さらなる地域力のレベルアップを図っていかなければならない。

そして、各地域において、その地域特性を踏まえたさまざまな県民活動（activity）が行われ、その総和が兵庫県の新たな潮流（movement）になるという、「緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり」を推進していく必要がある。

2 新たな県民活動の展開における2つの方向

(1) 新たなコモンズの形成と課題解決の能力の向上

＜地域みんなの心の拠り所となる新たなコモンズの形成＞

入会地のような地域住民の共同管理に属する財産とその管理の仕組みをコモンズと言うが、これは、国や県・市町等の管理に属さず、私的所有や管理の対象ともならない地域住民のいわゆる「共」的管理による地域の財産とその利用のルールのことを意味する。

かつての農村地域では、灌漑ため池や入会林野など、住民の生産活動や暮らしに不可欠な場所での共同作業や財産管理を通じて地域の人々が結びついていた。また、まちなかでは、長屋の井戸端会議を通じてご近所同士が結びついていた。こうした農業の場や里山、井戸端などは、住民がつながりを維持する地域の共的空間でもあった。しかしながら、現在、日々の営みと一体不可分の共同体を昔のままに復活させることは困難である。

今日、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、必ずしも地域を基盤としない興味や目的、利益でつながる集団が盛んになってきたが、社会的孤立に伴う課題に対応していくためには、身近な地域での助け合いの意識と行動を保っていくことは重要である。

そのため、立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域外の人々も参画できるような柔軟なルールの下で、例えば、里山や公園、集会所など活動に利用できる住民共有の場と、住民や団体等が連携する仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となるもの、すなわ

ち、新たなコモンズを地域で築いていくことが求められる。

地域のさまざまな個人や団体等が、この新たなコモンズを基盤として、地域の児童の見守りや子育て支援、地域のシンボルとなる自然環境の保全、地域の歴史文化を象徴する古民家の再生など、個々の住民や団体のみでは難しい課題に取り組んでいく。そして、そのプロセスを共有することにより、地域の立場の異なる者同士の共感と地域への愛着がより一層育まれる。

こうした新たなコモンズは、地域の事情により種類や規模はさまざまなものが想定されるが、自治会・町内会、婦人会、老人会等の地域団体に加え、地域内外のボランティア団体やNPO法人、事業者や学校等のさまざまな個人や団体等の緩やかなつながりによって運営される。

県民交流広場は、地域の様々な主体が協力して、集う場を整備し、そこを拠点に地域独自の取組を展開するものである。その成果を生かし、新たなコモンズを形成していく中心となることが期待される。

<新たなコモンズの形成による地域の課題解決能力の向上>

地域がさまざまな課題に対応していく力を持つためには、新たなコモンズの形成により、地域全体を包含する重層的で緩やかなつながりを築き、そこに参画する個人や団体等それぞれの特性を活かして柔軟に対応していくことが求められる。

そのためには、一人ひとりが地域の中でともに支え合う共生意識や他者への共感を持ち、まず日常的な地域のつながりを再生していこうとする思いを持つ必要がある。そして、そのつながりを基盤として具体的な活動を展開しながら形成される新たなコモンズが、多くの共感を広げながら、地域においてさまざまな活動を行う地域団体、NPO、行政、さらには企業や学校等に加えて、地域を越えた団体等も巻き込みながら、解決を図っていく必要がある。

このようにして様々な個人や団体等が、お互いに排他的になることなく、活動を通じて地域外も含めたつながりを築き、様々な課題に対応していく。

(2) 深刻な課題に対する地域と行政との協働の推進

児童虐待や自殺、孤立死、高齢者の消費者被害等、暮らしに身近な深刻な課題については、既に地域レベルでさまざまな取組が行われているが、専門的な対応が必要な場合も多く、また個人の生命・身体やプライバシーに直接関わる問題でもあるため、地域だけで対応するのは容易ではない。

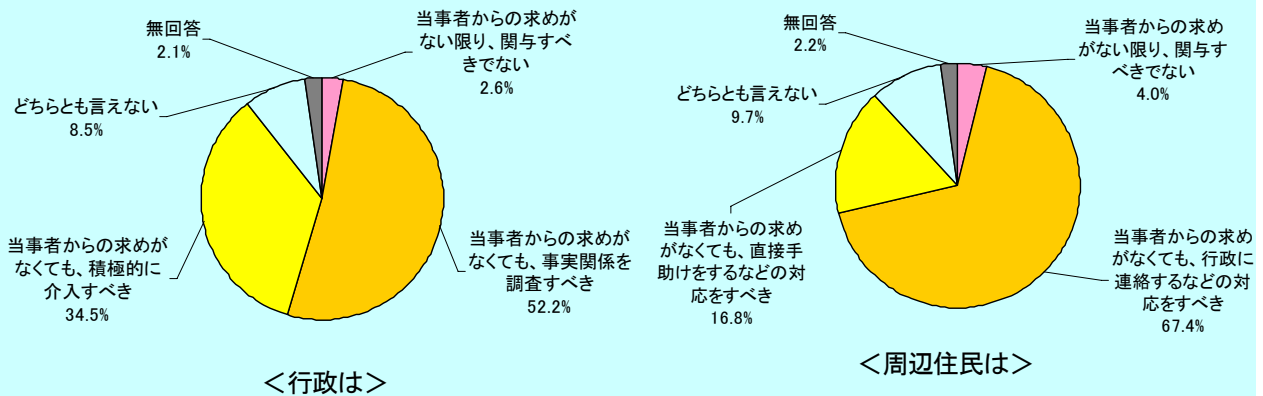
平成 22 年度に実施した県民意識調査において、児童虐待や高齢者の孤立等の個人や家庭に関わる深刻な課題に対する行政と地域住民との関与のあり方を聞いたところ、行政は、「当事者からの求めがなくても事実関係を調査すべき」との回答が 5 割を超え、「行政が積極的に介入すべき」との回答も 35%あった。地域住民は、「当事者からの求めがなくても行政に連絡するなどの対応をすべき」との回答が約 7 割で、「当事者からの求めがなくても直接手助けするなどすべき」との回答も 17%あった。

さらに、近所づきあいの程度別に深刻課題への行政の関与の程度の意識を見れば、ほとん

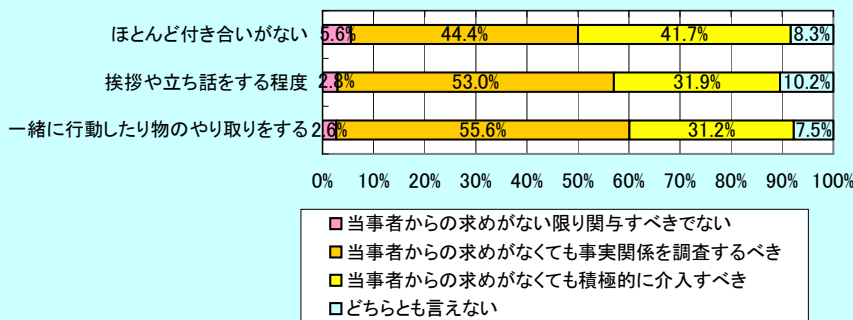
ど近所づきあいが無い層は、「当事者の求めがない限り関与すべきではない」、又は「行政が積極的に関与すべき」とするものが他の階層より多かった。

同様に、周辺住民の関与の程度の意識を見れば、付き合いの程度が強くなるほど、「当事者からの求めがなくても行政に連絡する等の対応をすべき」、「直接手助けするなどの対応をすべき」とするものが増加している。

(図表 4-1) 個人や家庭の深刻課題に対する「行政」と「周辺住民」の関与のあり方(兵庫県)

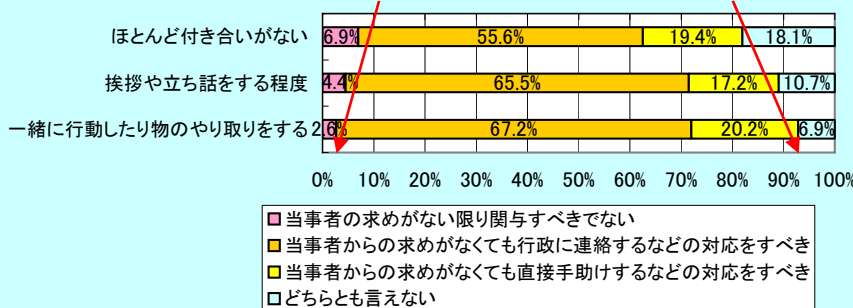


(図表 4-2) 近所づきあいの程度別 個人や家庭の深刻課題に対する「行政」の関与のあり方(兵庫県)



※「顔を合わせればあいさつする程度」「顔を合わせれば立ち話をする程度」を付き合いの低い階層、「一緒に出かけたりする人がいる」「おみやげをやり取りする人がいる」「お互いの家を行き来する人がいる」を付き合いの高い層と分類した。

(図表 4-3) 近所づきあいの程度別 個人や家庭の深刻課題に対する「周辺住民」の関与のあり方(兵庫県)



資料：県「県民意識調査」(H22)

兵庫県においては、こうした全県共通の課題については、すでに行政施策とともに県民運動手法による施策を展開しているところである。今後、こうした深刻な課題を抱えるより多くの地域が、行政とともに地域と行政との協働の取組を、(1)に提唱したような新たなコモンズが中心となりさらに広げていく必要がある。

第5章 今後の地域づくりのあり方

前章で述べたとおり、地域みんなが参画する新たなコモンズを築いていくことによって、価値観やライフスタイルの多様性を超えたさまざまな個人や団体による緩やかなつながりが形成され、そして、そのような緩やかなつながりが、ますます複雑・多様化する地域課題に対して、地域自らが考え、取り組んでいける力を育み、強化していく。

このため、新たなコモンズの形成を通じ、ともにつながり支え合う豊かな地域社会を築き、県民一人ひとりの生活を豊かにしていくための今後の地域づくりのあり方について、①緩やかなつながりを作り出す仕組み等、新たなコモンズの形成に向けた取組、②新たなコモンズに参画する個人や組織の意識や行動、③社会的な深刻課題の解決に向けた行政との協働という3つの視点から具体的な取組の方向を示す。

1 新たなコモンズの形成に向けた取組

(1) 緩やかなつながりを作り出す仕組み

新たなコモンズを築き、多様な価値観を超えて個人や組織同士が緩やかなつながりを形成していくためには、既存のつながりに拘束されることなく、お互いの違いを越えて共有できる課題や目標について、課題を抱える当事者なども一緒になって、その課題解決や目標実現を達成するためのプロセスを共有することが求められる。

すなわち、それぞれの個人や組織が対等な関係で、お互いの情報を共有しながら、議論を尽くし、合意形成を図り、それぞれに応じた役割を果たしていくという一連のプロセスを総合的にコーディネートする必要がある。

そのような場面においては、率先垂範型のリーダーではなく、協働促進（ファシリテーター）型、すなわち、中立的な立場で個々のメンバーの考えを引き出し、議論を整理しながら、合意形成を促進するというリーダーシップを持つ者が求められる。

そして、そのようなプロセスを共有する前提として、さまざまな価値観や属性を有する個人や組織等が集まってくるための場や仕組みが必要となる。

例えば、自治会やNPO等をはじめとして地域のさまざまな個人や組織等が緩やかなネットワーク組織を作り、定期的な集まりを持つことによって地域課題に即した幅広い活動を展開したり、新たに開発される住宅地において、入居前から住民同士がまちづくりについて考える機会を作ったりしている例や、農村地域において小学校区内のさまざまな地域団体を含めた多様な組織によって構成される自治協議会が、地域の課題について議論する場を与えられることによって、自立した地域づくりに取り組んでいる例などがある。

<野田北ふるさとネット（神戸市長田区）>

- ・この地域は震災後に再開発が進められた地域であり、まちの将来像を考えて提案するまちづくり協議会のほかにも、自治会や各種団体がすでに活動しており、全体的な意思形成を図る場がなかった。
- ・このため、誰でも参加でき、いつでも辞められるこの指止まれ方式による緩やかなネットワーク組織である「野田北ふるさとネット」を地域の多様な個人や団体（まちづ

くり協議会、自治会、長寿会、婦人会、(特) たかとりコミュニティセンター、PTA、民生児童委員、市職員等)の参加により設立し、月1回の定期的な会合を持ち、地域の課題についてみんなで話し合い、地域の課題を自ら解決してきた。

- ・例えば、震災復興事業が一段落した頃、地区内の JR 駅の違法駐輪が地域の美観を損ねているとの意見が俎上にのぼり、市と協議を重ね、市営の駐輪場の指定管理を受ける(市との契約はNPO 法人たかとりコミュニティセンターが契約者)とともに、駐輪指導の委託を受け、地域ぐるみのきめ細かな駐輪指導を行うようになり、地域の美観を損ねていた違法駐輪を大幅に減少させた

<舞多間みついけプロジェクト(神戸市垂水区)>

- ・旧舞子ゴルフ場跡地に整備されたガーデンシティ舞多間の「みついけプロジェクト」では、住民が入居前からワークショップに参加し、建築協定や緑地協定の検討を行ったり、入居後も緑地管理や公園づくりなど、地域ぐるみでのまちづくり活動を行っている。

<与布土自治協議会(朝来市)>

- ・与布土地域は、世帯数 500 世帯程度の高齢化の進んだ農村地域であり、自治会等の活動は行われているものの、若い世代が地域活動に参加せず、地域の将来への不安を抱えていた。
- ・市条例に基づく「地域自治協議会」が設置され、区長会や老人クラブ、PTA、いづみ会等の地域団体のほか、個人も構成員となれるようにした。
- ・若者から高齢者まで地域の幅広い世代が「与布土地域まちづくり計画」の策定プロセスを共有することにより、地域が抱える課題への関心を高め、かえるの郷部会(自然環境の保全)やはぐくみの郷部会(子育てや地域文化の継承)等の部会を置き、さまざまな取組を進めた。
- ・例えば、地域の若者が中心となり、楽しさを感じられる地域イベントとして「米の食べ比べ」(地元産の米を含む十数種類の米を食べ比べて、地域の米の美味しさを再認識する)や地域の良さを見つめ直すための「昔の写真展示会」を企画運営し、従来あまり地域への関わりを持たなかった若者世代が地域に関心を持ち、地域活動に積極的に関わるようになった。

県民交流広場事業は、既存の地域団体に加えて、地域内の個人や団体・グループ、学校、企業等の多様な関係者が緩やかに連携しながら、地域の課題やニーズに根ざした活動に取り組むことを支援しようとするものであり、新たなコモンズの形成に向けた取組そのものである。

概ね小学校区単位で展開している県民交流広場は、平成 21 年度末までに約 6 割の地域で取り組まれており、その成果を踏まえ、さらにつながりの輪を広げて、新たなコモンズの形成を実現していくことが望まれる。

(2) 重層的なつながりの形成

新たなコモンズの形成に向けては、主として地域活動に取り組む組織ばかりではなく、

スポーツや文化的な活動を行う組織なども、地域課題に意識を向けて行動し、その課題を共有しながら緩やかにつながっていくということが求められる。

また、インターネットや電子メール等のコミュニケーション手段や交通手段の発達により、地域を越えた人、モノ、情報の流通が容易になり、地域を越えた広域的な活動や地域を越えた支援を行う組織も増えてきている。人口減少・高齢化が進み、高齢者等の生活支援が困難になるなど、地域だけでは対応困難な課題を抱えるところについては、他地域との連携を通じてその解決を図っていくことが期待される。

こうした地域を越えた支援の活動を類型化すれば、①特定のテーマに取り組むNPO等がそのノウハウを地域に提供して活性化を図るといった「ノウハウ支援型」、②個別の活動に共感し資金面の支援を行う「資金支援型」、③比較的人口の多い地域から、個別の活動に必要な一定数の人材を派遣する「人的支援型」といったものが考えられる。

例えば、①の例としては、安全や農産物の生産と流通に取り組む(特)ひょうご農業クラブが、県の地域再生大作戦で取り組まれている宍粟市千町地区と連携し、双方にとってメリットのある関係を形成しているものや、②の例としては、神戸を拠点とする国際ソロプチミスト六甲が、丹波市の婦人会等が主として実施する福祉梅林の集いを支援しているものがある。また、③の例としては、佐用町の水害にボランティアとして参加した大学生のグループが被災地でコミュニティカフェを開いたり、竹炭の商品開発・販売等の継続的な支援を行っているものがある。

また、地域SNSなどのインターネットを活用したさまざまなサービスは、地域での直接的なつながりを補完し、地域の結びつきを強化したり、ネットワーク上での情報共有や交流によって、新たなつながりを生み出すことに寄与している。

このように、多種多様な個人や組織等が重層的かつ地域を越えたつながりを形成し、地域のさまざまな課題に柔軟に対応していくことが求められる。

(3) セーフティネットやローカルルールの形成

地域の多様な個人や組織等のつながりが形成されることによって、個々の組織等では十分に対応できなかったことにも取り組めるようになり、行政によるセーフティネットを補完する地域独自の助け合いの仕組み(セーフティネット)として機能する。そして、それによって地域の価値が高められ、地域へ愛着を持つ人が増え、結果として新たなコモンズがさらに強化されるという好循環を生む。

例えば、介護保険だけでは対応できない、日常的な生活支援を地域において担ったりするほか、要支援者の情報を本人の同意を得て地域で共有し、いざというときに助け合ったりする例がある。もちろん、要支援者情報の共有にあたっては、一人ひとりの住民が助け合いの趣旨を理解し、必要な情報を進んで提供するとともに、支援の際にその情報を取り扱う者は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、その目的に沿った利用を図っていくことが求められることは言うまでもないし、また、行政機関等においても、個人情報の有用性を理解して、地域福祉や防災など特定の目的に沿って必要な個人情報を収集し、その情報が目的外に利用されないよう配慮しながら、支援者等に提供していくことが必要である。

＜（特）東灘助け合いネットワークによるセーフティネット＞

- ・地域のボランティアグループが地域団体やNPO等と連携して、一人暮らし高齢者等に対する家事代行や外出介助、給食サービス等の取組を行い、介護保険でカバーされない日常生活の支援や生きがいつくりの活動を展開している。

また、地域のさまざまな主体による合意形成がされるということは、法令等でカバーしきれないきめ細かな規範（ローカルルール）を地域が策定し、それを地域のみinnで守ることにより、良好な地域環境を地域自らが築いていくことにもつながる。

＜灯りのまちなみづくり事業（神戸市西区井吹台東地区ほか）などによるローカルルール＞

- ・夜間の防犯性を高めるため、各世帯の玄関灯を朝まで点灯しておくことを地域全体でルール化。地域の一人ひとりが小さな負担をすることによって、地域内に暗くて危険な場所を作らないというまちぐるみの防犯力の強化に取り組んでいる例。（神戸市西区井吹東地区ほか神戸市内の複数箇所で実施）
- ・井吹台東地区では、こうした活動に地域ぐるみで取り組むため、マンションの販売説明会に自治会が出席し、地域の一人ひとりの参加で良好な生活空間が守られていることを訴え、自治会への加入と活動への参加を呼びかけている。
- ・その他、建物の色や屋根の形のデザイン基準に関する定めや、道路との境界を生け垣や低いフェンスにして防犯性を高めるなどのルールを定める「まちづくり協定」など、良好な住環境の維持保全を図っている例は全国各地に見られる。

2 新たなコモンズに参画する個人や組織の意識と行動

(1) 個人の支え合いや共生の意識の醸成、一人ひとりの地域との関わり

ア 「思いやり」、「世話やき」、「つながり」意識の向上

地域の主体性を活かした地域づくりを進めていくためには、その地域に暮らす子どもから高齢者まで一人ひとりの住民が地域に対する関心を持ち、他者に共感し、行動につながっていくことが大切である。

具体的には、相手のことを思いやり、対価を求めずに相手のために行動しようとし、思いを共有するもの同士で手をつないでいくという「思いやり」「世話やき」「つながり」といった気持ちを一人ひとりが持つことが求められる。

つまり、「思いやり」とは、周囲の人々に気配りをしたり、相手の立場に立って共感を抱いたりすることであり、「世話やき」とは、それが相手のためになると思えばやってあげるということであり、「つながり」とは、年齢や性別等のさまざまな違いを超えて、他者を理解し、受け入れようとするこゝである。

また、支援が必要な人のなかには、人に迷惑をかけてはいけないという意識が強すぎて、誰にも助けを求めず、孤立に陥る人も少なからずいる。しかしながら、人が生活していく上で、他者との何らかの関わりを持つことは当たり前のことであり、他人の世話になったり、世話をしたりというお互いさまの関係を形成することが重要であり、自立

した個人というのは、全く他者との関わりを持たない人ではなく、このような関係性を築ける人のことである。このため、人に迷惑をかけてもお互いさまで、許し合うという寛容な気持ちを持つことで、他者との関係性を築き、包摂性の高い社会を築いていくことが求められる。

わが国の人間関係の特徴は、自分の帰属する集団の中での付き合いは濃密だが、その集団の外では、他者に無関心で相手との信頼関係を築くのは苦手だと言われる。しかし、人口の流動が高まり、生活圏が広がり、価値観やライフスタイルも多様になってきた現代社会においては、顔見知りではない人とつき合わなければならないことも増えてくるのであり、そのような昔ながらの人間関係のあり方を超えて、顔見知りのいない社会での他者との振るまい方を身に付けていく必要がある。

一人ひとりが、従来からの濃密な関係を維持している集団の枠を超えて「思いやり」「世話やき」「つながり」といった意識を持つことは、そのようなお互いの違いを超えて信頼しあえる社会構築の土台となるものである。

イ 居場所の確保と各々の地域との関わり

人は、一定の居場所を持ち、他者から認められることによって充実感を感じるという研究もある。個人の自立とは他人に頼らない、関わりを持たないことだといった誤った考え方が人々の孤立を生まないよう、一人ひとりの人が、身近な地域等において他者との関係を築き、帰属意識を持てるような居場所を見つけていく必要がある。

全ての人が何らかの形で地域への関わりを持ち、周りから存在を認められることで満足感をもって暮らしていくことができる。地域への関わりは決して難しいものである必要はない。例えば、登下校時の子どもに向かって、近所の人が「お帰り」と一言かけるといった何気ない行動も、地域から見守られているという実感を子どもに与え、地域ぐるみの子どもの見守りにもつながるものである。また、子どもたちが仲間同士で遊んだり、より小さな子どもたちの面倒を見たりすることは、彼ら自身が地域における一員としての役割を担っているともいえる。このように、子どもは子どもなりに、働き盛りの大人は大人なりに、高齢者は高齢者なりに、地域に暮らす全ての世代の人々が地域の中で何らかの役割を果たしていると捉えることが大切である。そんな日常生活の中の何気ない行動をもきちんと評価して、一人ひとりの地域との関わりを捉えていく必要がある。

<加古川グリーンシティのマンションぐるみの防災活動（加古川市）>

- ・7棟からなる加古川市内の大規模団地「加古川グリーンシティ」では、迷惑駐車取締りや青少年健全育成のための取組を行い、安全で安心な団地生活を目指していた。
- ・震災を契機に自主防災組織が設立されたのを機に、災害時・緊急時に住民の仕事・趣味等の知識でスムーズに救助活動が行えるよう、土木作業ができる、炊き出しや子守ができるなどの特技を登録してもらい、「チャンピオンマップ」を作成した。
- ・また、防災活動を継続するためには楽しくなければならぬとの考えから、サッカーや野球のパブリックビューイング（広場などに設置した大型映像装置を使用してスポーツ等を観戦するイベント）やふれあい餅つきなど、楽しく過ごす中で参加者同士が知り合える企画を実施したり、敷地内に防災井戸を掘り、平常時は子どもたちが遊び、

住民が集う親水公園として整備するなど、多彩な活動を実施し、住民間の共同体意識を醸成するとともに、防災意識の向上を図っている。

ウ 地域活動への参加を通じた自己実現

地域活動に参加し、地域のために貢献することは、その活動によって受益を受ける人から感謝されるということ以上に、活動すること自体が自己実現につながるものであり、活動に主体的に関わった者の満足感を高めるものである。

自己実現による満足感は、集団への帰属や他者から認知されることを通じて得られるものであるし、また、ボランティア (volunteer) という言葉は、ラテン語の volo=「喜んで～する」という言葉に由来している。

このように、一人ひとりの自発的な意志により、地域活動に参加したり、地域社会へ貢献することは、人としての本来的な喜びであり、それによって、活動に参加する個人も地域社会も、ともにメリットが感じられる関係が築かれる。

(2) 組織の特性に応じた活動の強化

継続した地域活動を行っていくためには、何らかの組織を形成して行う場合が多い。このため、地域が課題対応力を高めていくためには、まず個々の組織の活動の質を高めていくことが必要である。

ただし、地域活動を担う組織やグループの種類は多様であり、地域によっても活動の様子はさまざまであるので、いくつかの種類に分けて考える必要がある。

ア 地域団体（自治会、町内会）

自治会・町内会は、地域全体を包括し、世帯単位で加入しているものがほとんどであり、主として各世帯が負担する会費により運営されている。そして、その役割は総合的であり、行政の受け皿としての機能も果たしている。

この他のさまざまな地域団体も、地域を網羅的にカバーする組織という面で共通であり、自治会・町内会と並んで、地域において果たす役割は重要である。

自治会・町内会の歴史を概観すれば、その起源は、江戸時代の五人組にあるとも言われる。明治時代になり五人組制度が廃止され、私的な組織として存続していたものが、昭和 15 年の「町内会部落会整備令」により市町村の下部組織として行政機構の一部に位置づけられた。

その後、終戦後の占領政策によって一旦廃止させられたが、昭和 27 年の平和条約発効による独立回復後、各地で復活し、今に至っている。

しかしながら、近年、地域活動への関心の低下や担い手の高齢化等により、都市部を中心に、その活動が衰退しつつあり、特に、新しい人材の発掘・育成の悩みを抱えている団体が少なくない。

このため、地域ぐるみの情報共有を図り、地域活動の意義や役割をより多くの人に知ってもらい、地域内の様々な組織・グループと連携し、住民間の連絡や、清掃活動などに加えて、それぞれの地域の課題に即した幅広い活動を展開していくことも求められる。

なお、自治会・町内会は、伝統的に世帯単位での加入を前提としているが、男女共同参画の視点や単身世帯が多くを占めるにいたった状況から、個人単位での加入を認めるといった柔軟な対応も必要であると思われる。

また、役員が短期間で交代する自治会・町内会も多く、会長が代わる度に、自治会の方針が変わったり、持ち回りで役員が就任するため、事業の継続性が無いといったようなこともある。そのため、安定した組織運営を行い、人材の確保や合意形成、事業実施後の評価検証の仕組み等、いわゆる組織マネジメントの充実を図り、信頼を高めていくことも必要である。

さらに、今日では、自治会・町内会を含めた広域的な範囲（概ね小学校区程度）の多様な組織によって構成される自治協議会やまちづくり協議会等の組織を設置して、地域の主体性を尊重した取組を推進している市町も多い。

イ NPO 等のテーマ型組織

平成 10 年の特定非営利活動促進法（NPO 法）の制定を契機として、特定の目的を持って任意の参加者によって活動を行う NPO（Non Profit Organization＝非営利活動団体、法人格の有無に関わらず）が都市部を中心に増加し、まちづくりや福祉活動などのさまざまな地域活動を担っている。

数だけで見れば、法人格を有するものだけで 1,490 団体（兵庫県、H21 年年度末現在）に達しているが、その実態はまだまだ小規模なものが多く、介護保険事業などを行い経営が安定している福祉系の NPO 等を除けば、財源も不安定なものが多い。

〔内閣府の「平成 21 年度 特定非営利活動法人の実態に関する調査」によれば、1 法人当たりの収入金額は平均値が 1,765 万円、中央値が 542 万円で、会費収入が 50 万円未満のものが 88%、寄付金が 50 万円未満のものが 83%にも達している。（認定非営利活動法人の回答は除く）〕

このため、NPO 等が今後の事業継続性を確保していくためには、人材（専従職員等）の安定的な確保を図るとともに、コミュニティビジネスの展開等により恒常的で安定的な財源を確保することが求められる。

ビジネスとして一定の対価を得るためには、自己満足的な活動では許されず、NPO 等がしたいことと地域が求めることがミスマッチを起こさないように、活動に対するニーズを的確に把握し、提供する活動の質の向上を図っていくことが必要である。そして、そのためには、組織の総合的なマネジメントを担う専門的な人材を確保することが必要となる。

なお、こうした専門的人材は、NPO だけにとどまるのではなく、企業や行政等との人材交流を進め、個人としてのスキルアップを図っていくとともに、多様なセクター間をつなぐ役割を果たしていくことが期待される。

また、NPO の活動をより発展させるためには、多くの人々の理解と共感を得て、その活動を展開していく必要がある。このため、活動内容の透明化を図り、積極的な情報発信に努め、活動に賛同する者の理解と共感を高めていく必要がある。

< (特) コムサロン21 (姫路市) >

異業種交流サロンからスタートし、「交流の場の提供と、社会貢献活動を目標とした市民活動団体の中間支援」をミッションとしたNPO法人。

地域のためになる面白いアイデアを受信し、地域の資源（人・モノ・情報・金）を結びつけてその実現を支援する。例えば、生姜醤油で食べる「姫路おでん」、地元の特産品の生産者が自ら持続的に販売・PRに携わる地産地消活動「亀山御坊楽市楽座」等、面白いアイデアを地域資源と結びつけ、地域活性化を進めている。

ウ 企業、個人事業者

企業や個人事業者の本来の目的は、事業活動を通じて顧客にサービスを提供することであるが、これら組織も地域の構成員として地域活動に参加していくことが求められる。

企業等は経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、事業活動を通じて社会や環境に与える影響が大きく、組織が社会的責任に取り組む上での国際的な手引きとして2010年11月に示されたISO26000（社会的責任に係る国際規格）においてもコミュニティ参加と開発が位置づけられるなど、率先して社会的責任を果たさなければならないという考え方が広まっており、企業の社会貢献・地域貢献に対するニーズが高まっている。

雇用者としての立場からは、社員の地域活動やボランティア活動への参加を積極的に支援するなどの取組も求められている。

< ホテルプラザ神戸の社会貢献活動（神戸市東灘区） >

- ・ホテル開業時、地元にも喜んでもらえることをという考えから、社員がロビー演奏会を始め、今ではこの取組に共感したプロの演奏家が手弁当で参加し、月に1回の演奏会に参加するまでに広がっている。
- ・また、姫路菓子博では、県立山の学校の生徒が拾った栗を材料に、ホテルのパティシエから指導を受けた知的障害者通所授産施設の通所者がケーキを作って販売するなどの取組も行った。
- ・同社が地域貢献を行う理由は、将来を見越したファンづくりとともに、常日頃から他人に対する思いやりを持った行動をすることがホテル業の根本的な経営理念と一致するからであり、本業に誇りを持つ社員を育てることにもつながっている。

また、消費生活等企業活動が及ぼす影響が大きい課題分野においては、個々の企業の立場を越えた事業者団体としても、行政とともに課題解決に参画することが求められる。

< ひょうご消費生活三者会議 >

安全で安心して暮らせる社会のため「消費者」「事業者」「行政」がそれぞれの役割・責任を果たし、信頼に基づくネットワークで情報共有を行うことを目的として、平成22年5月、「ひょうご消費生活三者会議」を設置した。

三者会議では、事業者が社会から信頼を得るため自ら定める自主行動基準を、大企業だけではなく、地域に密着し、地域の信頼が重要な中小企業が策定する手助けとなるよう、ガイダンスの作成を三者協働で取り組むなど、企業の自主行動基準が社会の信頼を得られるものにするため、消費者目線を取り入れる仕組みを作っている。

エ 学校等の教育機関

学校も地域における構成員として重要である。

特に小・中学校は、児童・生徒やその家族などにとどまることなく、その校区に居住する多くの住民の心の拠り所となるものであり、災害時も地域の拠点となるなど、重要な役割を持っている。

兵庫県では従来から、PTCA 活動やトライやる・ウィーク等の取組のほか、小学校の空き教室を地域活動の拠点として活用している例もあり、学校と地域が連携したさまざまな取組を進めている。

今後は、こうした取組を踏まえ、地域との連携をさらに進め、地域社会の連帯意識を再生・創出していくとともに、シチズンシップ教育の推進など、子どもたちの社会に対する倫理観や意識を育む教育を推進していくことが求められる。

大学、専門学校等については、地域づくりの専門家の養成、教員や学生等の地域への参画、地域の人々のキャリアアップの機会提供といった役割を果たしていくことが期待される。

＜関西大学丹波青垣フィールドスタジオの開設（丹波市）＞

- ・関西大学が過疎化の進む青垣町において空き家をリノベーションし、大学が地域の活性化に取り組む拠点として活用している。
- ・継続的に地域に関わり続ける拠点として、様々な地域活性化の提案を行うとともに、学生のフィールドワーク調査、交流ワークショップ等を行っている。

＜兵庫県立大学・明舞まちなかラボ（神戸市垂水区）など＞

- ・兵庫県立大学が明舞団地内の空き店舗を活用し、学生と住民との交流拠点を設置し、ゼミ等が行われるほか、団地再生への調査等を行っている。
- ・その他、丹波市山南町の空き家を活用して、フィールドワーク型の授業を行う拠点施設も開設。住民とともに、丹波竜等の地域資源を活用したまちづくりについて調査を行っている。

(3) 地域外の個人や団体等との連携

地域には、さまざまな知識や技能を持つ人々がおおり、例えば、小学校区程度の範囲であれば、上記のような地域内の人材や資源の力を十分に引き出し、相当程度の自立的な地域活動を行うことは可能である。しかしながら、多くの人が関心を持ちにくい分野で地域内の関係者が少ないような課題については、地域を越えたつながりを通じた支援・協働が必要である。

また、地域だけでは解決が困難な課題については、外部の専門家等の参画が必要となる。

このような地域だけでは対応困難な課題については、日常的なつながりとともに、地域を越えたつながりを持つ団体や外部の専門家等と連携していくことが必要である。

＜（特）ひょうご被害者支援センター＞

- ・犯罪等の被害者及びその家族を支援するため、全県を対象として、各種相談業務や被害者支援に関する広報・啓発活動、被害者同士が地域を超えて結びつく自助グループへの支援等の取組を行っている。

- ・今後、身近な地域においても被害者等を温かく包んでいけるよう、地域と連携して、外出を支援したり、話し相手となるなどの取組が求められる。

＜小規模集落元気作戦におけるアドバイザー派遣＞

- ・人口減少と高齢化が進み、地域活力が低下した多自然居住地域において、都市部との交流により、活性化を図ろうとする小規模集落元気作戦において、地域住民では気づかない地域資源の存在や交流にあたっての地域ニーズの把握等のため、まちづくり等の分野の専門家を派遣し、地域における合意形成等を支援している。

3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働

児童虐待や自殺、孤立死等の地域の深刻課題は、専門的な対応が必要な場合も多く、個人の生命・身体やプライバシーに関わる問題でもあることから、基本的には行政が中心となって取り組まなければならないものである。

こうした中で地域の役割は、深刻な課題について、他人事と思わず自分のこととして捉え、専門的知識や対応ノウハウなどへの理解を深め、地域における深刻な課題を見守り、キャッチし、必要に応じて速やかに行政に処理をつなぐことが中心となる。

また、不幸にして深刻な事態に陥った住民のプライバシー保護や行政による処置の決定や援助等が確定した後の受け入れ態勢の整備等も地域としての取組が求められる。

すでに兵庫県においては、さまざまな深刻課題について、地域と行政が協働して取り組まれているが、地域においては、その地域における課題をみんなで把握し、専門的人材や活動グループ、行政をはじめとする専門機関や施設、情報などの活用できる資源を確認した上で、行政と連携した行動プログラムを作成する必要がある。それにあたっては、県民と行政が共通の目標を掲げて取り組む「県民運動」や地域のさまざまな個人や団体が地域活動に参画するための拠点づくりや活動を支援する「県民交流広場事業」等の成果を活かして、より多くの住民が参画することが求められる。また、県をはじめ行政においては、こうした深刻な課題について、地域が自らの実情にあった行動プログラムを作成できるよう選択可能な共通モデルを提案し、地域に浸透を図る必要がある。

＜社会的孤立に起因する個別課題に対する地域協働の例＞

課 題	地域の活動	行政の施策
児童虐待	子育て家庭応援推進員が虐待や問題行動等のSOSを見逃さずにキャッチした場合は、迅速に市町やこども家庭センターなどの関係機関へ連絡する。	乳幼児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、ひょうごオレンジネット推進事業(児童委員による地域での個別見守りの強化)、要保護児童対策地域協議会
自殺予防	身近な人々が出すサインに気づき、相談を行ったり、専門機関での受診支援を行う。	自殺防止の普及啓発 相談体制の充実
若者のひきこもり	親の会や支援NPO等が現状を把握し、個別支援にあたる。	ユースケアネット推進会議の設置、ひょうごユースケアネット・ほっとらいんの設置、雇用に向けた調整、教育機関・保健医療機関への紹介
孤立死	地域住民でネットワークを作り、高齢者等の世帯に異変がないか目を配ったり、対象	生活援助員の派遣、高齢者自立支援ひろば、高齢者の見守り事業

	者から合鍵を預かり、万が一の安否確認に役立てる。	
老老介護 ひとり介護	地域がリスク世帯に目を配り、声かけ、相談などを行う。地域住民で作る時間預託制度（※）などで、介護負担の軽減を図るなど、家庭内での抱え込みによる虐待、自殺等を予防する。	介護保険事業 地域包括支援センターの運営 高齢者の見守り事業
悪質商法 多重債務	地域で悪質商法の情報を共有。悪質商法につけ込まれやすい高齢者、障害者等への情報提供と目配りを行う。多重債務者の様子に目を配り、相談機関等を紹介する。トラブルを把握した場合は警察等専門機関への相談・連絡を行う。	成年後見制度の適正な運営 地域消費者ネットの設置推進 相談窓口と消費生活相談員の設置
災害弱者 対策	平時より、災害時要援護者のデータを住民から収集し、自治会、民生委員、消防などで情報共有し、災害時には協力して要援護者の避難誘導を行う。	自主防災組織の育成 災害弱者情報把握支援

※ 時間預託制度：ボランティア活動をした時間を点数化し、預託（貯金）しておく。自分にボランティアが必要になったとき、点数を引き出し、その時間を無料でボランティアが受けられるボランティア活動時間の貯金制度。

第6章 県民の地域づくり活動に対する支援

第5章で示した地域づくりを実現していくためには、県民一人ひとりや地域のさまざまな組織・団体による、ともにつながり支え合う豊かな地域社会づくりに向けた取組が円滑に行われるよう、県や市町による支援が求められる。その具体的な支援のあり方について、前章と同様に、①新たなコモンズ形成に向けた総合的支援策、②個人や組織の意識と行動を支えるための支援策、③社会的な深刻課題の解決に向けた行政との協働の支援策の3つに分けて述べるとともに、県と市町の役割分担の考え方を示した。

1 新たなコモンズ形成に向けた総合的支援

(1) 地域活動のプロセス支援を通じた地域の担い手育成

新たなコモンズの形成は、地域の多様な個人や団体等が、対等な立場で自らの役割を持ち、地域の課題を自ら発見して活動につなげるという自立的なプロセスを共有することで実現される。こうした主体的な取組の実践を通じて、地域づくり活動の担い手が育ち、地域の課題対応能力のアップにもつながる。

このため、①課題を共有するさまざまな人が集まり、それを解決していくプロセスを通じて、お互いのつながりを形成し、地域活動を担っていくうえで必要な知識や経験を積んだり、②全県レベルの県民交流広場同士の交流の場である地域コミュニティ・アワードや地域単位での地域交流フェスタの開催等、他地域との交流や情報交換を通じて、自らの活動の見直すべき点に気付いたり、③さらに、地域活動を担っている人たちが、Plan-Do-Seeの地域マネジメントの仕組みを自らの活動を進めながら経験的に学ぶような活動支援プログラムに、市町職員も一緒になって参加したりするような、活動のプロセスに対する総合的な支援が重要である。

地域だけでこのプロセスを円滑に進めていくのは困難であり、中立的な進行役が必要であることから、これらを総合的に支援する専門家（ファシリテーター等）を地域の求めに応じて派遣する。また、県民局職員、文教府・文化会館等の職員が地域と外部専門家とのパイプ役を果たせるよう、必要な知識・ノウハウの習得を図る。

また、より多くの人々が地域の担い手として育つよう、専門家の支援のもと、地域自らが地域活動のプロセスを実践し評価できるためのワークシートやその活用ノウハウのマニュアル等を地域に提供する。

(2) 資格、特技等を持つ住民の登録制度の提案

活動施設の改修や子育て支援、高齢者介護等、さまざまな地域活動を行っていくためには、一定の資格や特技を持った者が必要となることから、あらかじめ地域内において、そうした資格・技能を持つ者を募集・登録し、必要な時にすぐに活動への参画につなげられるような制度の構築を地域に提案する。また、特別な資格・技能でなくても、ちょっとした手伝いができたり、知恵を出したりすることができるといった簡単なものも登録の対象として、より多くの人々が地域の中での役割を実感できるよう配慮する。

今後、高齢化が進み、企業等を退職した人が地域で過ごす時間が増えていく中、自ら地域活動に飛び込んで行きにくい人が多いと思われるが、この仕組みは、地域にとっては、こうした人が企業人として培ったさまざまな技能を埋もれさせることなく地域のために有効活用されることにもなり、本人にとっても、地域活動に参加していくためのきっかけづくりとなり有効である。

ただし、この登録制度がサービスする人とされる人といった一方的な関係にならないよう、お互いの顔の見える範囲内で運用していくことに配慮する必要がある。

(3) 新たなコモンズ形成に向けたモデル事業の実施

今後、多くの地域において、合意形成が図られ、地域の課題に取り組む多様な活動が自律的に展開されるようになり、住民自身による自治活動が実現されるようにするための制度の検討を行うとともに、県民交流広場等をフィールドとして対象地域を選定しモデル事業を実施する。

課題に対応する住民自身による自治活動の取組にあたっては、地元市町や県の担当部局等も参画し、活動に必要な資金確保や権限の付与といった取り扱いの可能性も含めて検討していく。

2 個人や組織の意識を変え行動を支えるための支援

(1) 個人の意識を変え、地域活動に取り組むようになるための支援

ア 「思いやり」「世話やり」「つながり」意識の醸成

(ア) 共生意識等を育むための学校教育における学びの機会づくり

自然学校やトライやるウィーク等の兵庫県の先導的な取組の成果を活用して、小、中学校の段階から、地域や社会との関わりを学び、思いやりや支えあいの意識が自然と醸成されるような学習プログラムを、学校と地域が連携して推進していく。

具体的には、保護者や地域住民等からなる学校運営協議会が学校運営に参加するコミュニティスクール事業の推進や、全市町に設置した学校支援地域本部の登録ボランティアの拡充、保護者や地域住民の意見を聞き、地域や社会に開かれた学校づくりをめざす学校評議員制度の推進などを、市町とも連携しながら取り組んでいく。

(イ) 社会教育における学びやつながりのきっかけづくり

公民館や県民交流広場、生活創造センターや地域生活創造情報プラザ等が、他者に対する関心や思いやり、地域の支えあいの必要性といった意識を引き出し、参加者同士がつながりを持てるような講座やイベントを企画・実施できるよう、優れた取組事例を集約して、情報発信していく。

また、自立した個人が、社会の意思決定や運営に積極的に関わっていけるよう、他者との関わりや社会への参画に対する意識と、政治・経済・社会等の分野における知識、情報や他者の意見を正しく理解し、自分の意見を表明できるスキルを身に付けるためのいわゆるシチズンシップ教育を積極的に推進していく。

この他、教える側と教えられる側を固定化せず、ともに教え合うような学びのあり方

を検討し、その取組を支援していく。

< (特) シブヤ大学 (東京都渋谷区) >

街全体をひとつの大学又はキャンパスと見立てて、さまざまな講師を招いた講座を開催し、それをコミュニティにおける人々の学びや出会いの場として活用。

「街がまるごとキャンパス」、「誰でも先生、誰でも生徒」をコンセプトに、ボランティアスタッフが、日常生活で不思議に思ったことや知りたいと思ったことについて、先生となってくれる人を探し、会場選びから授業の運営までを行っている。

渋谷区の生涯学習講座の企画運営も受託している。

(ウ) 意識づけにつながる行動の提唱

単に「思いやり」「世話やき」「つながり」の意識を持つとだけでは、実際に一人ひとりの意識を変えていくことは困難であることから、そうした意識につながるような、あいさつ運動など分かりやすい行動を提唱する。

< 江戸しぐさ >

お互いを思いやって暮らすためのさまざまな知恵に、「肩引き」(狭い道ですれ違うときお互いの肩を引き合って通り過ぎる)や「傘かしげ」(雨の滴が相手にかからないよう傘を傾けてすれ違う)といった名前を付け、子どもの頃からそういった仕草を分かりやすく覚えさせ、共に助け合って生活していく知恵を教えていった。逆にこういった江戸しぐさを身に付けられない人は野暮な人とされていた。

(越川禮子「商人道「江戸しぐさ」の知恵袋」講談社+α新書より)

< オレゴン大学のポジティブ行動支援システム >

学校で子どもたちに社会的に望ましい行動を教えるため、約束事を具体化し、名前を付け、見本を見せ、それを実行している子は褒め、約束事から逸脱している子には約束と行動見本を示して促すという取組を行っている。

(エ) 個人の意識変革を引き出すための戦略的広報の展開

情報を伝えたい対象を属性ごとに分類し、効果的な広報のあり方を検討し、既存の広報媒体ばかりではなく、例えば若者向けには、SNSや携帯メーリングリスト等のICTメディア、企業労働者等に対しては駅や交通機関の電子広告、高齢者向けの広報はチラシの配布といったさまざまな情報発信チャンネルを通じて、上記の具体的な行動の実践を呼びかけるなど、一人ひとりが「思いやり」「世話やき」「つながり」の意識を持つよう意識変革を図っていく。

イ 地域活動への参加促進

(ア) 大学生をはじめとする若者等の地域活動・社会貢献活動への参加の促進

大学や若者グループ等と地域が連携し、その大学等に属する若者らが自発的に地域活動に参加する機会を与えることで、地域に関心を持ち、若者が地域活動に関わっていくきっかけづくりとする。既に、兵庫教育大と北播磨各市町が協定を締結し、大学生らが地域の子どもたちと体験活動を実施している取組などがあり、こうした取組を他の地域においても広げていく。

さらに、青少年団体やNPO 団体等が実施する社会貢献事業に参加した青少年の活動を公的に認定する仕組みづくりを進めていく。

また、各地域の高齢者大学や500人委員会OB会等のメンバーが、地域活動の担い手として今以上に活躍していけるよう、講座のあり方やOB会の活動内容を工夫する。

(4) 日常生活の中で自然につながりを生む空間づくり、イベントの実施

家庭などの私的空間でもなく、全くの公的空間でもない、そこに集う人が自分の居場所として実感できるような空間（セミパブリックスペース、街の縁側、サードプレイス）を地域の中に創出されるようさまざまな支援を行っていく。

例えば、既に県民交流広場等で取り組んでいるコミュニティカフェやコミュニティレストランの運営ノウハウを取りまとめ、同じような取組を考えている地域に伝えたり、商店街や学校、福祉施設等の地域の中心施設を地域のたまり場として活用できるよう、市町や関係部局等と調整を図りながら、規制緩和や助成のあり方を検討していく。

<港南台タウンカフェ（横浜市）>

再開発によってできた人のつながりの薄い街で、まちづくりに関心を持ってもらうための拠点としてカフェを開業。収益を安定させるため、住民が自分の売りたい商品を置いて販売できるレンタルボックスを設置している。地域のまちづくり団体カフェを拠点としてさまざまなまちづくりの情報をWebや紙媒体で発行する。

<新宮中地区まちづくり推進委員会・こころん喫茶（たつの市新宮町）>

新宮中地区・まちづくり推進委員会が新宮町役場跡に開設した「こころん広場」では、交替制のボランティアスタッフが、「こころん喫茶」を月曜日から金曜日の午前中に開店し、地域の人々の「ふれあい」「語らい」の場を提供している。（県民交流広場事業18年度採択）

また、伝統的な祭りや地域のイベントなど、世代や属性を超えた者同士が交流する機会を地域自らが企画・運営していくためのノウハウ提供や助成等を行う。

<住吉呉田まちづくりの会（神戸市東灘区）>

まちづくりの会の活動経費を賄うために考えたバザーの企画を膨らませ、模擬店も出して地域フェスティバルの開催を企画・実施。

模擬店をやったことで子どもが集まり、子どもが集まることでその親も集まってきた。当該地域は震災後に大きなマンションが建ち、新旧住民の交流が少ない地域であったが、フェスティバルに参加した親世代の中から、少しずつ地域活動に関心を持つ人も出てきて活動に参加するようになった。

(2) 地域団体やNPO等の活動基盤を強化し、課題解決能力を高めるための支援

ア 情報の提供

(7) 地域課題を考えるための基礎データの作成、提供

国や県の統計データを加工したり、可視化した情報を地域に発信するなど、地域のみんなが地域の課題について考えるきっかけとなるデータを分かりやすく提供し、データ

に基づく地域活動が展開されるよう支援していく。

(イ) 分野別の情報を集約し、相談・提供を行うワンストップサービス

県の各部局が有するコミュニティ支援の情報（まちづくりやコミュニティビジネス等についての専門家派遣や助成金等）を統合化し、地域のニーズに応じて適切な情報提供が行われるよう、各種支援情報の質と量の拡大を行う。

また、ボランティアプラザや生活創造センター、文教府・文化会館等のボランティア活動支援や生活創造活動支援を通じて得られたノウハウをネットワーク化し、県内全ての施設において、地域のニーズに応じた支援方策のコーディネートを行う。

(ウ) 本人の同意による地域の要支援者情報登録制度の提唱

災害などのときに周りの支援を必要とする一人暮らしの高齢者や障害者等の情報を本人からの申告に基づき登録し、緊急時の支援にあたる地域団体のネットワークで共有し、迅速な避難支援を行う。

また、一人暮らしの高齢者の日常的な見守りを行うため、例えば、朝起きたら玄関やベランダに目印になる物（黄色のハンカチなど）を出し、夕方にしまおうといったルールを地域で取り決め、対象者の生活に何らかの異変が生じたら地域の人にすぐに分かるような仕組みを構築できるよう支援していく。

<養父市堀畑区の黄色いハンカチ運動>

高齢化率が4割近くにもなる養父市堀畑区（人口298人（H22.8現在））では、黄色い小旗を朝に玄関先に出して、夕方に片づけるという幸せの黄色いハンカチ運動を展開し、一人暮らし等で地域の見守りを希望する人から事前に申告してもらい、旗の出し入れで安否を確認している。朝、旗が出ていなかったり、夜、旗を出したままであったときは、直ちに訪問して異変の早期発見を行うこととしている。

イ 活動の場の提供

(7) 公的施設の空き空間（廃校舎、空き庁舎等）の活用支援

市町合併や行財政改革による空き庁舎や統廃合によって廃止となった学校等は、地域にとっても貴重な財産である。これを地域の公益施設やNPO等のオフィス、民間企業等に譲渡又は貸与し、施設の再利用を図っていく。

<エコミュージアム川根（広島県安芸高田市）>

廃校となった中学校を行政は集会施設に転用しようとしたが、地域の「中学校という地域文化を消すなら新たな地域文化の拠り所となるものを作りたい」との思いから、地域の豊かな自然環境を学び、育てていく拠点「エコミュージアム川根」に改装。地域全戸が加入する振興協議会がその運営に当たっている。

<大阪NPOプラザ（大阪府大阪市）>

廃止された福島府税事務所（3階建、約2千㎡）を改修し、非営利組織（NPO）などの市民活動を活性化するための支援拠点としてセンターとして活用。施設管理を大阪ボランティア協会に委嘱し、独立した事務機能スペースが必要なNPOに貸しブースを提供する「インキュベーションスペース」を運営している。

＜ウィザスナビ高等学校（養父市（旧関宮町）＞

廃校となった小学校校舎への企業誘致を進め、私立の通信制高等学校を開設したものの。構造改革特区の認定を受けて高等学校として開設された。また、地域住民のスポーツクラブ（スポーツクラブ21）の活動の場としても活用されている。

また、廃校舎以外にも、生徒数の減少により生じた空き教室を地域の交流拠点として活用している例も県内で数多くあり、他の地域でもこうした利用が積極的に図られるよう、既存の取組例や廃校や空き教室等の情報を集約して発信していく。

・空き教室を活用して県民交流広場を開設している例

天満南小学校（稲美町）、逆瀬台小学校（宝塚市）、小浜小学校（宝塚市）

なお、国においても、廃校となった公立小中学校の校舎を民間企業やNPO等に再利用してもらうため、全国の廃校情報をホームページで一括提供する「みんなの廃校プロジェクト」を開始したところである。

(4) 空き家や空き店舗等の活用支援

このほか、私有財産である空き家や空き店舗も、地域のにぎわいや防犯上の観点から空き空間として存続することは好ましくないため、それを必要としている地域団体やNPO、事業者等の利用を図っていく必要がある。

県においては既に、空き店舗について、「ひょうご空き店舗情報」のホームページを開設し、売買や賃貸情報を発信し、マッチングを図ったり、空き家についても、「兵庫で田舎暮らし～多自然居住支援サイト」のホームページで、田舎暮らしを希望する人向けの家屋の紹介を行う等の取組を行っている。

今後、本格的な人口減少が進んでいくと見込まれる中、さらに空き家等が増加していくと見込まれることから、その有効活用が図られるよう、住宅リフォーム支援による質的向上や円滑な住み替えのための情報提供システムの充実、土地税制の見直しも含めた誘導策を検討していく。

ウ 外部専門人材の確保

(7) 地域の主体的な取組を支援する専門人材（コーディネーター等）を育成

地域活動の担い手となる人材が、社会に広く認知され活動の幅を広げていくため、その活動に必要な専門知識やコミュニケーション能力等を有していることを客観的に示すことが必要である。このため、公共政策系の大学・大学院と連携し、各大学・大学院等が提供するカリキュラムに出席し、一定水準の能力を得た者を地域マネジメント人材として公的に認証する仕組みを検討する。

こうした地域マネジメント人材は、地域活動の現場のみならず、企業の地域貢献担当部局や行政機関等でも必要とされることから、NPOや産業界も含めた検討組織を立ち上げ、資格取得に必要な能力や資格の活用などについて総合的に検討していく。

＜地域公共人材大学連携事業、(財) 地域公共人材開発機構（京都市）＞

市民、行政、企業等による協働型社会実現の担い手となる人材が、社会で広く認知され、より多くの活躍の機会を得られるようになるためには、人材を育成するための新しい教育・研修の体系を開発し、獲得された能力が「見える」仕組みを創っていく必要があることから、大学、自治体、NPO、経済団体が連携して地域公共人材大学連携事業を実施している。

大学の履修証明制度（大学での体系的な学習（120 時間以上）に対して履修証明を発行し、学んだ能力を可視化するもの）を活用し、地域公共人材育成のためのカリキュラムを開発し、そのカリキュラムを通じて所定の単位を取得すれば、(財) 地域公共人材開発機構によって「地域公共政策士」の資格を付与する。

教育・研修カリキュラムの設計にあたっては、①地域課題を発見し解決策を提案し、実施していく企画実践力、②他者への立場を理解しながら協働による取組を推進していくコーディネータ力、③ネットワークの中から資源を調達したり活動環境を整備したりする公共活動の総合プロデュース能力の3つの開発を目指す。

今後、自治体、企業等の採用において地域公共政策士資格者枠において試験科目の一部免除をしたり、中途採用や内部昇進にあたって地域公共政策士の各種プログラムの履修状況を参考にしたりすることが期待される。

(イ) 企業等の労働者等による地域団体やNPO等へのボランティア参加を支援

企業等の労働者が、その職業を通じて身に付けた能力（例えば、コンピューターのシステム開発やWEBデザイン、建築家の設計技術、広報やマーケティングなど）を地域団体やNPO等は無償で提供し、それらの団体の活動の質の向上を図っていくため、自らの能力を提供しようとする労働者等と専門的な知識やスキルの提供を求める地域団体、NPO等のマッチングを支援していく。

＜(特) サービスグラント（東京都渋谷区）＞

弁護士や公認会計士等の有資格者、コンサルタントやデザイナーなどの専門家、企業のビジネスパーソンなど、各分野のプロがボランティアとして社会貢献活動を行なうという「プロボノ」（ラテン語で公共のためにとという意味）と呼ばれる社会貢献活動がアメリカを中心に広がっている。

日本におけるプロボノ活動を支援するため、平成21年5月、(特) サービスグラントが設立され、主に首都圏において、さまざまな職業スキルを有する個人を登録し、支援を求めるNPOとのマッチング事業をスタートさせた。現在、ウェブサイトの構築、カタログやパンフレットなどの印刷物の制作、営業資料の作成と営業シミュレーションによる営業戦略サポートを支援するため、プロジェクト毎に5～6人のチームを編成し、サービスを提供している。

自ら起業したりNPOを立ち上げたりするまでは踏み切れないが、社会に役立つことをしたいというビジネスパーソンの共感を集め、その活動を拡大している。

エ 活動資金循環の仕組み

(7) 地域活動基金の造成支援

認定 NPO 法人制度の拡充等を活用して、個人や企業等からの寄付を募集し、地域の中
間支援団体が地域活動基金を造成し、審査を経て選定した事業に対して、助成や融資を
行う。

また、インターネット寄付や遺言信託（プランドギビング）等の新たな制度を活用し
た寄付手法を検討し、地域活動が多く、多くの県民の寄付によって支えられる風土を作る。

平成 23 年度税制改正大綱において、市民公益税制の改正にかかるものとして、①所得税の税額
控除制度の導入（認定 NPO 法人への寄付について、所得税と個人住民税で合わせて 50%までの
税額控除を可能とする）、②認定 NPO 法人制度の見直し（後述の新認定法に基づく新たな認定
制度が施行されるまでの間の対応として、パブリックサポートテスト要件に一定金額以上の寄附
者の絶対数で判定する方式を導入する）、③新認定法に基づく新たな認定制度（新たな法律又は
改正特定非営利活動促進法により新たな認定制度を整備することとする）等の取組が盛り込まれ
た。

(4) 市民バンク、市民ファンドの設立支援

一定期間後に資金が償還されるファンドへの出資等により、県民の志ある資金がそれ
を必要としている NPO やコミュニティビジネスの担い手等に循環していくような、市民
バンクや市民ファンドの仕組みの設立を支援していく。

< 共有の森ファンド（岡山県西粟倉村） >

西粟倉村が推進する百年の森創造事業（権利を集約化して、林道整備、林業機械
等の導入を行い、優良な木材生産を目指す取組）の実施にあたり、この取組に賛同
する者からの出資（一口 5 万円）を募り、事業資金を確保（契約上は出資者と事業
者の個々の匿名組合契約）。

出資者に対しては、事業を実施する（株）トビムシが、森の学校（森林体験プロ
グラムを行う拠点施設）のイベントへの招待や木材加工品の割引購入の特典を行う
ほか、出資者限定のイベントの開催など、事業に共感する者同士のコミュニティを
築く取組も行っている。

また、ファンドの設計・募集は、（株）ミュージックセキュリティーズが受託して
行っており、同社はこのほかにも、特別栽培の米づくりを支援するコシヒカリファ
ンド、天然藍染めのジーンズづくりを支援するファンドなど、事業に共感してくれ
る人から資金を出して欲しい事業者と、それを応援する人との繋がりを築いている。

(5) 企業活動と連携した資金確保のあっせん

地域活動等に賛同する企業の売上げの一部を当該活動に寄付する手法（CRM：コース
リレーテッドマーケティング）を検討し、企業に呼びかけ、企業活動と連携した資金確
保を支援する。

3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働

(1) 地域が深刻課題に気づく仕組みづくり

児童虐待、自殺、高齢者の孤立、高齢者の消費者トラブルなど、さまざまな形で現れる地域の深刻な課題について、身近な孤立の延長線上にそうした深刻な課題があることを地域みんなで確認し、共有するためのチェックリストを作成する。さらに、外部のアドバイザーを派遣して、地域ぐるみで地域の深刻課題のリスク評価を行う。

また、地域安全まちづくり推進員など、各分野の推進員がその活動を通じて、地域の深刻課題の芽をキャッチできるよう、その研修会等を通じて、深刻な課題に対する知識や対応方法等を示したマニュアルを配布し、地域の深刻課題を発見するための知識やノウハウを習得させる。

(2) 広場等を核にした地域と行政との協働の取組

県民交流広場等が築いた地域の多様な個人や組織のつながりを活かして、地域の深刻な課題に対する行政の取組をさらに発展させ、地域と行政が協働して、より地域の実情に即した効率的な取組を行う。

例えば、児童虐待の防止について、地域ぐるみで課題認識を共有するためのワークショップを開催したり、地域に応じた活動の場や人材等を活用した対応マニュアルの作成、地域ぐるみのキャンペーン活動等を地域と行政との協働により実施する。

4 県と市町の役割分担

成熟社会における地域づくりは、地域が自ら考え、自律的に取り組むことを基本として、行政はその活動を支援していく役割を担うべきである。そして、各地域への支援は、住民に身近な行政機関である市町が第一義的な役割を負うこととなる。

県としては、市町の地域への支援が円滑に行われるよう、職員研修や連絡会議の開催等を行うほか、施策の効果が全県に及ぶもの、市町を越えた広域的な仕組みづくりが必要なものについて役割を果たしていくことが求められる。

その具体的な役割を例示すれば、概ね次のとおり。

- ・ 効果が全県に及ぶ地域活動の担い手育成や情報提供
- ・ 県全体で広域的に活動人材や資金を供給する仕組みづくり
- ・ 全県的に対応する必要のある方針の策定やモデル事業の実施

また、この答申において、一定の地域における個人や各種団体・グループ等の緩やかなつながりにより形成される地域の基盤となる仕組みを新たなコモンズと定義し、その形成により地域のさまざまな課題に地域自らが自発的に取り組むことを提唱した。

今日、地域においては、社会的孤立に起因するような深刻なものをはじめとしてさまざまな課題が生じ、県や市町がこれに対する施策を講じているが、こうした施策が効果を上げるためには、地域も、行政と連携し自発的な活動を推進していくことが不可欠である。新たなコモンズはそのための地域の基盤である。

兵庫県はこれまで、地域コミュニティの再生を図っていくことが県域に共通する重要かつ

喫緊の課題としてとらえ、県民運動や県民交流広場事業などの事業を展開してきた。その成果を踏まえ、地域の自発的な活動を活性化する基盤である新たなコモンズが、県内すべての地域で形成されるよう、県が先導して支援していく必要がある。

本章の1～3に掲げた支援策については、上記の役割分担の考え方にに基づき、主として県が、地域の自主性を引き出し、市町とも連携しながら自律的で持続可能な地域づくり活動を支援すべきものとして提案する。

<答申のポイント>

諮問事項
「兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方」

答申テーマ
緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり

- ① 児童虐待や自殺、高齢者の孤立死などの社会的深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関はもちろん地域の人々の助け合いが大切
- ② NPO等の目的や利益でつながる集団が盛んになってきたが、身近な地域の助け合いの意識と行動を保つことが重要
- ③ 柔軟なルールの下で、住民共有の場と連携の仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となる「新たなコモンズ」を築くことを提唱
- ④ 県は、県民運動等の成果を生かし、地域の担い手育成や社会的課題解決に向けた地域と行政の協働の仕組みづくりなどを支援

社会情勢
これまでの取組評価

第1章 県民生活を取り巻く社会の変化

- 1 家庭と地域の変化
 - 少子・高齢化の進行、単独世帯の増加
 - 雇用形態の多様化、家庭と地域の機能外部化
- 2 個人の意識の変化
 - 近所づきあいに対する意識の変化
 - コミュニケーションの質の変化
- 3 これらの変化が生んだ社会的孤立
 - 社会的孤立が生んだ深刻な課題：
 - 児童虐待、自殺、孤立死など
 - 日常的に誰もが陥る社会的孤立：
 - 育児中の母親、地域との関わりの薄い団塊世代、独居高齢者

地域や家庭の変化等によって生じた「社会的孤立」はあらゆる人に共通する課題であり、行政だけでなく、地域として取り組む必要がある

第2章 兵庫県における地域づくりの取組

- 1 県民運動の取組
 - 県民運動とは：県民一人ひとりが考え、行動して、調和の取れた自律社会を目指す運動
 - 県民運動の取組：こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動、21世紀兵庫長期ビジョン等
- 2 新たな県民運動の登場
 - NPO等テーマを特定した活動、個々の小さな取組から広がった運動、企業の社会貢献意識
- 3 市町のコミュニティ施策
 - 自治会等に加え、地域自治協議会等の校区単位の取組支援、包括補助金や地域担当職員など
- 4 県民交流広場事業の成果と課題
 - 地域のさまざまな団体・グループの参画、新しい住民自治の萌芽
 - リーダー不足、活動者の偏り、資金確保等が課題

新たな取組や市町施策も踏まえながら、県民運動、県民交流広場等の成果を生かし、自立した地域づくりを進めていく必要がある

第3章 課題の多様性、活動形態の地域性

- 1 課題の多様性
 - 高齢化率、合計特殊出生率、近所づきあいの意識、地域活動の取組等の地域性
- 2 活動形態の地域性
 - 防犯グループの結成率、県民交流広場実施率、NPO法人の設立数等の地域性
- 3 地域の実情に応じた地域コミュニティ運営
 - 都市部：地縁団体のほか、多様な団体の連携によって活動を展開
 - 農村部：地縁団体の中にさまざまな分野ごとの組織を設け、多様な活動を展開
 - 課題と活動の多様性を背景に、それぞれの地域が工夫し、独自のコミュニティ運営

県民運動等の取組の成果を踏まえ、課題や活動の状況に応じ、自ら決定し取り組む必要がある行政は、そのプロセスに寄り添い支援するため、情報発信や活動の仕組みを提案

第4章 今後の地域づくりに向けた基本的な考え方

基本方向

<兵庫らしさを生かした今後の地域づくり>

- ・ 県民運動、県民の参画と協働、県民交流広場によるコミュニティ再生の取組等の実績、さらに多様な文化と広大な地域を有する多様性が「兵庫らしさ」
- ・ 「社会的孤立」等の困難な課題にも取り組めるよう地域が重層的に緩やかにつながり、様々な県民活動（activity）の総和が兵庫県の新たな潮流（movement）となる

<新たな県民活動の展開における2つの方向>

- ① 新たなコモンズの形成と課題解決能力の向上
 - 立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域外の人々も参画できるような柔軟なルールの下で、住民共有の場と連携の仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となるもの、すなわち「新たなコモンズ」を築いていくことが必要。そして、一人ひとりが共生意識を持ち、日常的なつながりを取り戻し、多様な組織や個人の緩やかなつながりを築き、地域の課題解決を図る。
- ② 深刻な課題に対応する地域と行政の協働の推進
 - 暮らしに身近な深刻課題については、新たなコモンズが中心となり、地域と行政の協働の取組を広げる。

第5章 今後の地域づくりのあり方

～新たなコモンズの形成により、共につながり支え合う地域を築く～

- 1 新たなコモンズの形成に向けた取組
 - (1) 緩やかなつながりを作り出す仕組み
 - 課題解決のプロセスを共有するため協働促進（ファシリテーター）型人材の確保
 - さまざまな価値観や属性を有する個人や組織等の集まる場と仕組みづくり
 - (2) 重層的なつながりの形成
 - 地域を超えた団体等とも連携し、重層的なつながりを形成
 - (3) セーフティネットやローカルルールの形成
 - 地域独自の支え合いの仕組みの構築、地域のきめ細かな規範の策定
- 2 新たなコモンズに参画する個人や組織の意識と行動
 - (1) 個人の支え合いや共生の意識の醸成、一人ひとりの地域との関わり
 - 「思いやり」「世話やき」「つながり」の意識の向上
 - 迷惑をかけてもお互いさまで許し合う、寛容な人間関係
 - 居場所の確保と各々の地域との関わり
 - 地域活動への参加を通じた自己実現
 - (2) 組織の特性に応じた活動の強化
 - 地域団体：活動の意義を伝え参加層を拡大、定型的業務以外への対応など
 - NPO等：事業の継続性の確保、専門的人材の確保など
 - 企業等：事業を通じた地域貢献、社員のボランティア活動支援など
 - 学校等：心の拠り所として連帯意識の創出、シチズンシップ教育の推進など
 - (3) 地域外の個人や団体等との連携
 - 地域を超えたつながりを通じた支援・協働や外部の専門家等との連携
- 3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働
 - 深刻課題が速やかに把握され、行政と地域の多様な主体がその持てる資源を活用して速やかに対応（ex. 児童虐待、自殺、孤立死など）

新たな県民活動の提案と支援策

第6章 県民の地域づくり活動に対する支援

- 1 新たなコモンズ形成に向けた総合的支援
 - (1) 地域活動のプロセス支援を通じた地域の担い手育成
 - 活動のプロセスを支援し、活動実践を通じて担い手を育成
 - 地域の求めに応じ、このプロセスを支援する専門家を派遣
 - (2) 資格、特技等を持つ住民の登録制度の提案
 - 一定の資格・技能を持つ人の募集・登録制度の提案
 - 簡単な手伝い等も登録し、より多くの人の役割を引き出す
 - (3) 新たなコモンズ形成に向けたモデル事業の実施
 - 自律的な地域課題解決、住民の自治活動実現へのモデル事業
- 2 個人や組織の意識を変え行動を支えるための支援
 - (1) 個人の意識を変え、地域活動に取り組むようになるための支援
 - ア 「思いやり」「世話やき」「つながり」意識の醸成
 - 学校教育での機会づくり、社会教育でのきっかけづくり等
 - 意識づけにつながる行動の提唱、意識変革を引き出す戦略的広報
 - イ 地域活動への参加促進
 - 若者等の地域活動・社会貢献活動への参加促進
 - 日常生活の中で自然につながりを生む空間づくり、イベントの実施
 - (2) 地域団体やNPO等の活動基盤を強化し、課題解決能力を高めるための支援

- ア 情報の提供
 - 課題を考えるための基礎データの作成・提供
 - 分野別情報の集約、提供を行うワンストップサービス
- イ 活動の場の提供
 - 公的施設の空き空間、空き家や空き店舗等の利用支援
- ウ 外部専門人材の確保
 - 地域の取組を支援する専門人材（コーディネーター等）育成
 - 企業等労働者等の地域、NPOへのボランティア参加支援
- エ 活動資金循環の仕組み
 - 地域活動基金の造成、市民バンク・ファンドの設立支援
 - 企業活動と連携した資金確保のあっせん
- 3 社会的な課題解決に向けた行政と各主体の協働
 - (1) 地域が深刻課題に気づく仕組みづくり
 - 地域の課題を共有するチェックシート作成、各種推進員への研修を通じたセンサー能力向上
 - (2) 広場等を核にした地域と行政の協働の取組
 - 課題共有のワークショップの開催や対応マニュアルの策定支援
- 4 県と市町の役割分担
 - 地域づくり支援は住民に身近な市町が一義的な責任を負う
 - 県は、担い手育成など、効果が全県に及ぶ広域的な取組や仕組みづくり、方針の策定やモデル事業の実施

(参 考 資 料)

参考資料 1	諮問文「兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方について」	55
参考資料 2	第 8 期兵庫県県民生活審議会委員名簿	56
参考資料 3	第 8 期兵庫県県民生活審議会審議経過	57
参考資料 4	関係する条例、規則	58

諮問事項 兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方について

多様性や個性が重視される成熟社会においては、個人や地域がそれぞれの個性を認めあうとともに、連帯によって社会的な孤立を生み出さない共生型の社会構造が求められています。

その一方で、急速な高齢化と少子化の進展による地域間の人口偏在や、市町合併の影響により、地域間の活力に差が生じるといった課題も明らかとなってきています。

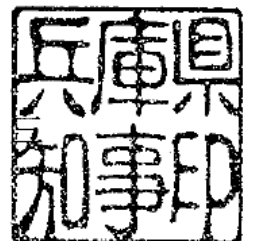
そこで、本県がこれまで行ってきた県民自身による主体的な学びと実践、地域のつながりの再生等の取り組みの成果を踏まえて、県民一人ひとりが地域の中でいきいきと暮らし、地域団体等が元気な活動を繰り広げる自立共生の地域づくりを実現していくため、次のような課題を中心に、兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方について諮問します。

<主な課題>

- 1 地域における新たな人材の発掘・養成
(地域の多様な人材の巻き込み、地域づくりへの参画を通じたキャリアアップなど)
- 2 地域に根ざし、継続する組織の形成
(コミュニティ組織の持続性、市町合併後の地域を引っ張る役割など)
- 3 地域の元気を総合的に支える仕組みの構築
(地域ニーズに応じた複合的な支援方策、地域で活動するセクターへの資金還流の仕組みなど)

平成 21 年 9 月 1 日

兵庫県知事 井戸 敏



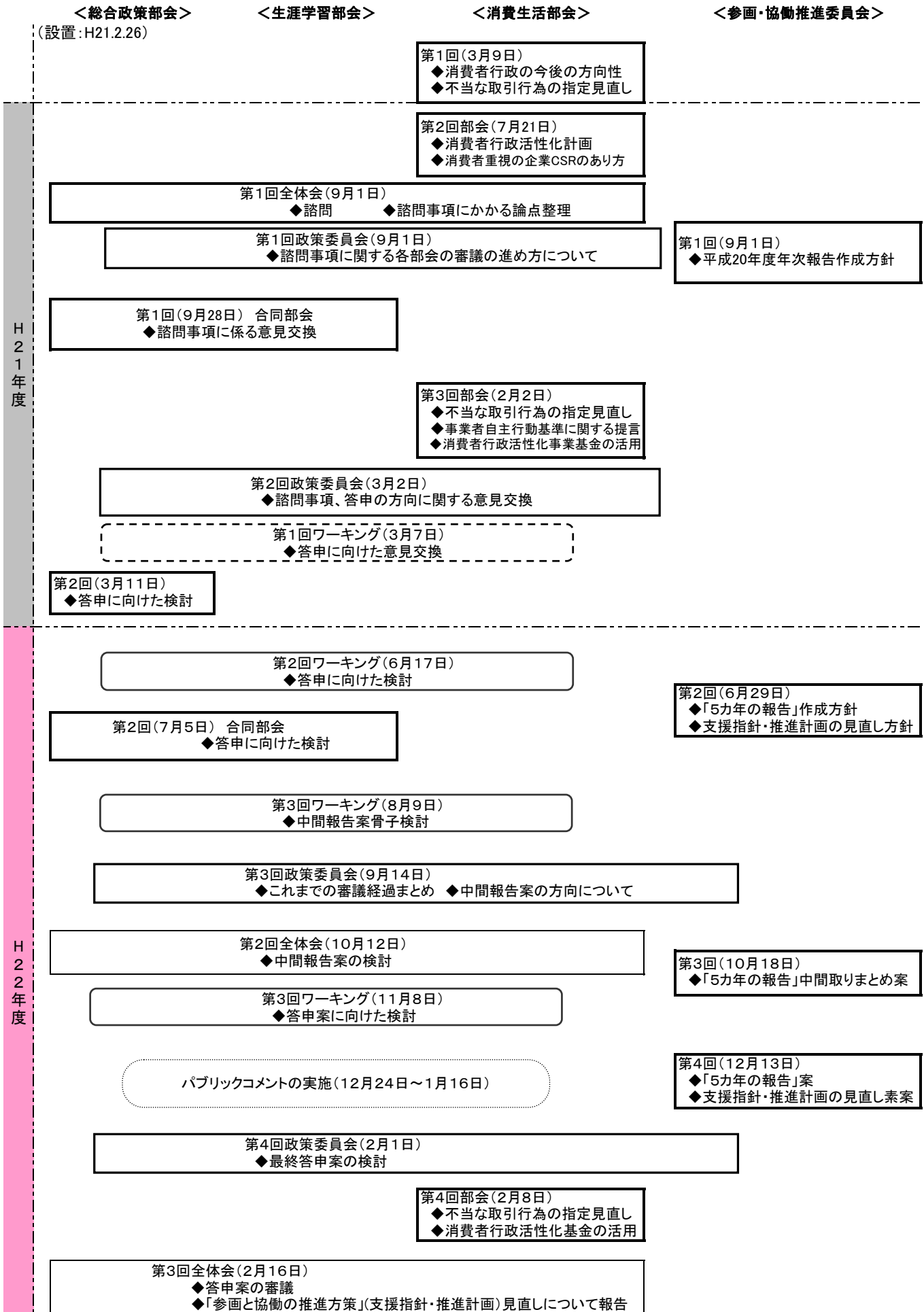
第8期兵庫県県民生活審議会委員名簿

	氏名	役職名	任期	総合政策	消費生活	生涯学習	参画・協働
[会長]	鳥越 皓之	早稲田大学教授					
[副会長]	上杉 孝實	京都大学名誉教授					
[部会長]	加藤 恵正	兵庫県立大学教授		◎			
〃	根岸 哲	甲南大学大学院教授			◎		
〃	上羽 慶市	神戸親和女子大学教授				◎	
[委員長]	小西 康生	神戸山手大学教授		○			◎
[委員]	浅井 経子	八洲学園大学教授				○	
〃	浅倉 陽子	おさん茂兵衛DEたんば実行委員会事務局長		○			
〃	有元 純	(特)コムサロン21事務局長		○			○
〃	井野瀬 久美恵	甲南大学教授				○	
〃	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP代表				○	
〃	岩成 孝	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長		○			○
〃	岡田 真美子	兵庫県立大学教授		○			
〃	岡田 奈良夫	兵庫県商工会専務理事	～H22. 8. 2		○		
〃	奥村 和恵	多可町ベルディホール顧問	～H22. 10. 31	○			
〃	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長		○			○
〃	栄 宏之	建築設計工房・栄一級建築士事務所所長				○	
〃	瀧川 好夫	神戸大学大学院経済学研究科教授			○		
〃	田中 亨胤	姫路獨協大学教授(兵庫教育大学名誉教授)				○	
〃	谷口 隆司	兵庫県議会議員	～H22. 7. 15	○			
〃	手嶋 豊	神戸大学大学院法学研究科教授			○		
〃	渡久地 広一	㈱JOTC常務取締役兼センター長			○		
〃	中西 均	兵庫県商工会議所連合会専務理事	～H22. 12. 13		○		
〃	野崎 隆一	ひょうご市民活動協議会代表		○			○
〃	幡井 政子	兵庫県消費者団体連絡協議会長			○		
〃	服部 良子	大阪市立大学准教授				○	
〃	原 仁美	神戸市消費者協会長			○		
〃	古谷 博	兵庫県町村会代表(稲美町長)		○			
〃	豆田 正明	兵庫県市長会代表(赤穂市長)		○			
〃	宗行 恭義	兵庫県議会議員	H22. 7. 16～	○			
〃	村田 泰男	兵庫県商工会議所連合会専務理事	H22. 12. 14～		○		
〃	安平 一志	兵庫県商工会専務理事	H22. 8. 3～		○		
〃	山下 淳	関西学院大学教授		○			○
[専門委員]	足立 宣孝	兵庫県立高等学校長協会代表				○	
〃	出石 弥生	連合兵庫男女共同参画担当部長		○			
〃	稲葉 豊	兵庫県専修学校各種学校連合会長	～H21. 10. 21			○	
〃	大高 賢二	兵庫県PTA協議会副会長	H22. 12. 14～			○	
〃	衣笠 愛之	(有)夢前夢工房代表取締役				○	
〃	熊谷 昌之	兵庫県経営者協会専務理事				○	
〃	清水 巖	九州大学名誉教授・(特)ひょうご消費者ネット理事長			○		
〃	須賀 明春	兵庫県PTA協議会理事	～H22. 12. 13			○	
〃	鈴木 尉久	弁護士			○		
〃	武田 建	阪神シニアカレッジ学長				○	
〃	田端 和彦	兵庫大学教授		○			
〃	奈良山 喬一	兵庫県商店街振興組合連合会専務理事			○		
〃	濱名 篤	大学コンソーシアムひょうご神戸副理事長				○	
〃	速水 順一郎	(社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長		○			
〃	福谷 耕治	日本チェーンストア協会関西支部参画			○		
〃	水野 雄二	兵庫県専修学校各種学校連合会会長	H21. 10. 22～			○	
〃	宮脇 京子	兵庫県社会教育委員協議会代表				○	
〃	山岸 ひろ子	兵庫県生活協同組合連合会理事			○		
〃	山口 一史	ひょうご・まち・くらし研究所常務理事		○			
〃	山本 麗子	(特)ZUTTOゼネラルマネージャー		○			
〃	吉富 志津代	(特)多言語センターFACIL理事長				○	

◎・・・部会長、委員長

名称	担任意務
総合政策部会	① 真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項に関すること ② 県民の生活創造に関する施策に関すること
参画・協働推進委員会	① 県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること ② 地域づくり活動に対して必要な支援施策を講ずるための基本指針(「地域づくり活動支援指針」)に関すること ③ 県民の参画と協働による県行政を推進する施策を講ずるための総合的な計画(「県行政参画・協働推進計画」)に関すること
消費生活部会	① 商品役務基準の設定に関すること ② 不当な取引行為の指定に関すること ③ 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策等に関すること ④ 消費者苦情の調停に関すること ⑤ 消費者訴訟の援助に関する審査
生涯学習部会	① 生涯学習に資するための施策に関すること
政策委員会	① 各部会間等の審議調整などに関すること

第8期 県民生活審議会の審議経過



附属機関設置条例（抜粋）

（昭和36年4月15日 条例第20号）

（知事の附属機関の設置）

第1条 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならないもののほか、次の表のとおり知事の附属機関を置く。

名 称	担 任 す る 事 務
県民生活審議会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策、生涯学習に資するための施策並びに消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議並びに同条例による調停等に関する事務

附 則（平成21年3月23日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中附属機関設置条例第1条第1項の表県民生活審議会の項の改正規定及び同表生涯学習審議会の項を削る改正規定、次項第2号の規定並びに附則第5項の規定（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）第1条第43号の2及び別表第1県民生活審議会の項の改正規定、同表生涯学習審議会の項を削る改正規定、同条例別表第2県民生活審議会の委員及び臨時委員の項の改正規定並びに同表生涯学習審議会の委員の項を削る改正規定に限る。）平成21年6月4日

（2）（以下略）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）卸売市場審議会条例（昭和47年兵庫県条例第19号）

（2）兵庫県生涯学習審議会条例（平成3年兵庫県条例第25号）

3 （以下省略）

兵庫県県民生活審議会規則

(昭和 38 年 4 月 1 日 規則第 57 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、県民生活審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事（第 3 号に掲げる事項にあつては、知事又は教育委員会）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項に関すること。
 - (2) 県民の生活創造に関する施策に関すること。
 - (3) 生涯学習に資するための施策に関すること。
 - (4) 消費生活条例（昭和 49 年兵庫県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による基準の設定に関すること。
 - (5) 条例第 11 条第 1 項の規定による不当な取引行為の指定に関すること。
 - (6) 前 2 号に定めるもののほか、条例による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策等に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項を知事（同項第 3 号に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては、知事又は教育委員会）に建議することができる。
- 3 審議会は、条例第 18 条第 1 項の規定による消費者苦情の調停を行う。
- 4 審議会は、条例第 21 条第 3 号の規定による消費者訴訟の援助に関する審査を行う。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(任命及び委嘱)

第 4 条 委員又は専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、教育委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会 長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会 議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調停委員)

第8条 条例第18条第1項の規定による消費者苦情の調停は、会長が指名する3人の委員が行う。

2 会長は、前項の規定により指名された委員（以下「調停委員」という。）のうちから調停委員長を指名する。

3 第6条第3項の規定は、調停委員長について準用する。この場合において、同項中「審議会」とあるのは、「調停委員」と読み替えるものとする。

(調停の開始)

第9条 調停委員長は、当該消費者苦情に係る調停を開始しようとするときは、当事者に対し、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(調停案の作成等)

第10条 条例第18条第4項の規定による調停案の作成は、調停委員長が相当であると認める場合において、調停委員の全員の同意があるときに、行うものとする。

2 条例第18条第4項の規定による調停案の受諾の勧告は、相当の期間を定めて行わなければならない。

(調停をしない場合)

第11条 調停委員長は、当該消費者苦情がその性質上調停をするのに適当でないと認めるときは、調停しないものとするができる。

2 調停委員長は、前項の規定により調停をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(調停の打ち切り)

第12条 調停委員長は、当該消費者苦情について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 条例第18条第4項の規定による勧告がされた場合において、第10条第2項の規定により定められた期間内に、当事者から調停案を受諾しない旨の申出があったとき、又は受諾する申出がなかったときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

3 調停委員長は、第1項の規定により調停を打ち切ったとき、又は前項の規定により調停が打ち切られたとみなされたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(調停の終結)

第13条 調停委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その任務を終結するものとする。

- (1) 当事者間に合意が成立したとき。
- (2) 条例第18条第4項の調停案を当事者が受諾したとき。
- (3) 第11条の規定により調停をしないものとしたとき。
- (4) 第12条第1項の規定により調停を打ち切ったとき。
- (5) 第12条第2項の規定により調停が打ち切られたとみなされたとき。

(報告)

第14条 調停委員長は、前条の規定によりその任務を終了したときは、会長に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定により報告を受理したときは、知事に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(部会)

第15条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び第7条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第16条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年 5 月 21 日兵庫県規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 4 月 1 日兵庫県規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 11 月 22 日兵庫県規則第 98 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 49 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 27 日兵庫県規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（消費者苦情審査会規則の廃止）

- 2 消費者苦情審査会規則（昭和 49 年兵庫県規則第 99 号）は、廃止する。

（商品役務改善協議会規則の廃止）

- 3 商品役務改善協議会規則（昭和 49 年兵庫県規則第 100 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県生活科学審議会（以下「改正前の規則」という。）第 4 条の規定により兵庫県生活科学審議会（以下「審議会」という。）の委員に任命され、又は委嘱されている者は、改正後の兵庫県生活科学審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条の規定により審議会の委員に任命され、又は委嘱された者とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、審議会の委員として任命され、又は委嘱された日から起算する。

- 5 審議会の委員は、昭和 62 年 6 月 26 日までの間においては、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、23 人以内とする。

附 則（平成 4 年 7 月 3 日兵庫県規則第 60 号）

この規則は、平成 4 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日兵庫県規則第 12 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県県民生活審議会規則第 4 条の規定により兵庫県県民生活審議会（以下「審議会」という。）の臨時委員に任命し、又は委嘱されている者は、改正後の兵庫県県民生活審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条の規定により審議会の専門委員に任命し、又は委嘱された者とみなす。

- 3 この規則の施行の日以後最初に任命し、又は委嘱される審議会の委員の任期は、改正後の規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 2 月 25 日までとする。

＝ 兵庫県県民生活審議会事務局 ＝

総合政策室長	高井 芳朗
〔政策参事 (H21)〕	中塚 則男]
県民文化局長	梅谷 順子

県民生活課長	鬼本英太郎
副課長	野澤 素子
〔 同 (H21)〕	益田 信行]
(生活政策係)	
課長補佐兼係長	松田 竜一
主任	中島 由賀
(県民交流広場担当)	
主幹	森田 克彦
〔 同 (H21)〕	松本 繁樹]
課長補佐兼係長	見里 浩
主査	原田 賢使
(生涯学習係)	
係長	永園 郁美
〔主幹兼生涯学習係長 (H21)〕	松森 章子]
主査	丸山 靖

[消費生活部会]

消費生活課長	東元 良宏
副課長	羽古井三津子
〔 同 (H21)〕	岡田由美子]
(消費政策係)	
課長補佐兼係長	栗原 勝利
職員	村上 幸子
(消費生活係)	
係長	木村 晶子
主査	松岡 愛浩

[参画・協働推進委員会]

地域協働課長	川村 貴子
〔 同 (H21)〕	横山佐和子]
副課長	宮崎 歳也
(参画協働係)	
課長補佐兼係長	有吉 智香
〔 同 (H21)〕	小藤智代美]
職員	夏目 真里

※ [] は異動した職員
(H21) は在職年度



(事務局)

兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課

平成23年2月

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL : (078) 341-7711 (代表)

FAX : (078) 362-3908

E-mail : kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp

